

議 会 定 例 会 会 議 録

令和 4 年 1 1 月 2 8 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

令和4年11月28日

開 会	午前9時30分
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	市長の行政報告
日程第5	議案第58号 専決処分の承認を求めることについて (令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号)
日程第6	議案第59号 岩出市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
日程第7	議案第60号 職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
日程第8	議案第61号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
日程第9	議案第62号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第10	議案第63号 令和4年度岩出市一般会計補正予算(第5号)
日程第11	議案第64号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第12	議案第65号 令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第13	議案第66号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第14	議案第67号 令和4年度岩出市水道事業会計補正予算(第3号)
日程第15	議案第68号 令和4年度岩出市下水道事業会計補正予算(第2号)
日程第16	議案第69号 市道路線の認定について
日程第17	議案第70号 さぎのせ公園の指定管理者の指定について
日程第18	議案第71号 根来さくらの里の指定管理者の指定について
日程第19	議案第72号 根来公園墓地の指定管理者の指定について
日程第20	議案第44号 令和3年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第21	議案第45号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第22	議案第46号 令和3年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第23	議案第47号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認

定について

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第24 | 議案第48号 | 令和3年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第25 | 議案第49号 | 令和3年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について |
| 日程第26 | 議案第50号 | 令和3年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について |

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和 4 年第 4 回岩出市議会定例会を開会いたします。

3 番、井神慶久議員は病気療養のため、8 番、吉本勸曜議員は入院治療のため、それぞれ本日の会議を欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第 58 号から議案第 72 号までの議案 15 件につきましては、提案理由の説明、議案第 44 号から議案第 50 号までの決算議案 7 件につきましては、委員長報告、同質疑、討論、採決です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○福山議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、7 番、福岡進二議員及び 9 番、大上正春議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 会期の決定

○福山議長 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 15 日までの 18 日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から 12 月 15 日までの 18 日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 諸般の報告

○福山議長 日程第 3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。次に、本定例会に市長から提出のありました議案は、配付のとおり議案 15 件であります。

次に、決算審査特別委員会から閉会中に審査をいたしました令和 3 年度決算関係

議案 7 件の審査報告書が配付のとおり提出されております。

次に、監査委員から定例監査報告書が提出され、その写しは配付のとおりであります。

次に、令和 4 年第 3 回定例会から令和 4 年第 4 回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和 4 年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 議会議長会関係について、報告いたします。

令和 4 年 11 月 10 日木曜日、東京都千代田区の全国都市会館にて市議会議員共済会第 2 回理事会が開催され、理事として議長が出席しました。

主な内容は、報告事項として、令和 4 年 5 月 26 日から令和 4 年 11 月 10 日までの事務報告、令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの令和 4 年度上半期経理状況報告、協議事項として、令和 5 年度予算大綱（案）について協議し、大綱に基づき、令和 5 年度本会各会計予算（案）を作成することに決しました。その他、市議会議員共済会、今後の会議予定等について報告があり、理事会が閉会されました。

以上です。

○福山議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 4 市長の行政報告

○福山議長 日程第 4 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。失礼をいたします。

今年も師走が近づいてまいりましたが、議員の皆様におかれましてはますますご健勝のことと存じます。

また、本日は、皆様方にご出席をいただき、令和 4 年度第 4 回岩出市議会定例会を開会できますこと、厚く御礼を申し上げます。

昨日、仁坂吉伸知事の任期満了に伴い執行されました和歌山県知事選挙におきまして、新たな知事が決まり、今後、県政も変化をすることとされますので、県政の動向に注視しながら、本市の市政運営を進めてまいります。

当面の市行政についてご報告を申し上げる前に、新型コロナウイルスワクチン接種状況についてご報告をいたします。

実績につきましては、11月20日現在、3回目接種を完了しているのは3万3,218人で、接種率は68.5%、4回目接種を完了しているのは2万781人で、接種率は

42.9%、5回目接種を完了しているのは1,076人で、接種率は2.2%となっており、本市の接種率は、依然低迷しているところであります。

本市においては、少しでも多くの方々に接種していただけるよう、オミクロン株対応ワクチンについては、9月30日から接種を開始しており、10月21日から接種間隔が5か月以上から3か月以上に短縮されたことから、年末年始の新型コロナウイルスの流行に備え、接種体制の確保に努めているところであります。

また、6か月児から4歳児の乳幼児のワクチン接種につきましても、11月11日から接種を開始しています。

今後も医療機関と連携し、個別接種及び集団接種によるワクチン接種の機会を確保するとともに、市民への周知啓発に努め、接種率の向上を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症の収束を目指す上で、ワクチン接種は極めて重要ですので、議員の皆様方におかれましても、ワクチン接種へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本会議の開会に当たり、当面の岩出市行政についてご報告いたします。

初めに、岩出市市民表彰式についてであります。11月5日、和歌山県知事仁坂吉伸様をはじめ議員各位並びに市民の皆様にご参加をいただき、盛会裏に終えることができましたことを感謝申し上げます。

表彰を受けられた11名の方々のご功績に改めて敬意と感謝の意を申し上げます。

次に、岩出市市民生活応援事業についてであります。コロナ禍等における物価高騰に伴う支援策として、また、国が今年度末までにほぼ全国民が保有することを目標に掲げているマイナンバーカードの普及促進事業として、マイナンバーカードを取得された岩出市民の方に商品券5,000円分を配付いたします。

事業に要する経費は、専決処分し、本定例会に専決議案として上程しておりますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

次に、職員採用試験についてであります。9月議会でもご報告申し上げましたとおり、9月18日に一般事務職、技師、保健師、保育士及び手話通訳の福祉職の採用試験を実施しました。面接等、二次試験を実施した後の合格内定者につきましては、議会に報告させていただいたとおりであります。

また、令和4年10月16日に障害者を対象とした一次試験を実施しましたところ、7名の受験者がありました。面接等の二次試験を実施し、合格内定者につきましては、後日、議会に報告させていただきます。

次に、人権啓発についてであります。国では、12月4日から12月10日までを人

権週間と定め、また、県では、11月を同和運動推進月間、11月11日から12月10日までを人権を考える強調月間と定めております。

依然、新型コロナウイルス感染症の収束が見えないことから、本市においては、今年度は、懸垂幕・のぼり旗の掲揚、人権リーフレットの全戸配布に加え、人権を考えるつどいの代替事業として、10月29日から11月23日までの間、岩出図書館で人権に関するパネル展示を実施するなどの人権啓発に取り組んでおります。

今後も、岩出市人権施策基本方針の基本理念である「すべての人の人権が尊重され、心安らかに、住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現」に向け様々な人権啓発を行ってまいります。

次に、はたちのつどいについてであります。昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染状況により、開催内容は検討していく必要がありますが、令和5年1月9日成人の日に挙行する予定で準備を進めているところであります。

今回の対象者は、平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれの方で、令和4年11月1日現在で685名となります。

議員各位におかれましては、ご多忙とは存じますが、ご臨席賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日も説明申し上げます、これらの施策の推進に積極的に取り組み、岩出市政の発展に努めてまいりますので、今後とも、議員の皆様方のご理解、ご支援をお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○福山議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号）～

日程第19 議案第72号 根来公園墓地の指定管理者の指定について

○福山議長 日程第5 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号）の件から日程第19 議案第72号 根来公園墓地の指定管理者の指定の件までの議案15件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回ご審議をお願いする案件につきましては、専決処分の承認を求める案件が1件、条例案件が4件、令和4年度の補正予算案件が6件、市道路線の認定案件が1件、指定管理者の指定案件が3件の15件であります。

始めに、専決処分の承認を求める案件について、ご説明いたします。

議案第58号 令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号についてであります。既決の予算の総額に7億5,130万1,000円を追加したものであります。

主な内容は、歳入では、国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策関連事業に係る事業財源などについて、歳出では、総務管理費における委託料のほか、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費、物価高騰対策補助金、新型コロナウイルスワクチン接種事業費などについて補正するものであります。

続いて、条例案件について説明いたします。

議案第59号 岩出市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてであります。地方公共団体の個人情報保護制度について、令和5年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」に統合され、全国的に一元化されることから、同法に基づいて個人情報保護制度を運用するに当たり、開示請求に係る手数料など、条例で定めなければならない事項について定めるため、制定するものであります。

次に、議案第60号 職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてであります。地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入、その他所要の改正等をするものであります。

次に、議案第61号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてであります。給与に関する人事院勧告に準拠し、議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当について改定を行うため、改正をするものであります。

続いて、議案第62号 職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。給与に関する人事院勧告の内容を勘案し、職員の給料月額及び勤勉手当並びに会計年度任用職員の給料月額について改定を行うため、改正をするものであります。

続いて、令和4年度補正予算案件について、ご説明いたします。

議案第63号 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第5号）についてであります。既決の予算の総額に4億5,320万3,000円を追加するほか、地方債について補正するものであります。

主な内容は、歳入では、事業の採択等による国県支出金の事業財源のほか、前年



度繰越金などについて、歳出では、人事院勧告等による人件費のほか、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業費、道路新設改良費などについて補正するものであります。

次に、議案第64号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に1,894万6,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、過年度交付金（国・県）の返還金の発生に伴う国民健康保険事業運営基金繰入金のほか、前年度繰越金について、歳出では、国民健康保険事業運営基金積立金のほか、過年度交付金（国・県）の精算に伴う返還金について補正するものであります。

次に、議案第65号 令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に3,393万6,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、地域支援事業費に係る国県支出金のほか、介護給付費準備基金繰入金、前年度繰越金などについて、歳出では、人事院勧告等による人件費のほか、前年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金などについて補正するものであります。

次に、議案第66号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に3,418万2,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、後期高齢者医療広域連合納付金等の確定及び保健事業における市事務費に伴う一般会計繰入金並びに前年度繰越金について、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金について補正するものであります。

次に、議案第67号 令和4年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。既決の収益的支出の予定額に91万2,000円を追加するものであります。

主な内容は、収益的支出において、人事院勧告等による人件費について補正するものであります。

次に、議案第68号 令和4年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。既決の収益的支出の予定額に34万9,000円を追加し、既決の資本的収入の予定額に126万6,000円を追加し、既決の資本的支出の予定額に91万7,000円を追加するものであります。

主な内容は、収益的支出、資本的収入及び支出において、人事院勧告等による人

件費について補正するものであります。

以上が、補正予算案件であります。

議案第69号 市道路線の認定についてであります。開発行為等による帰属道路等6路線を市道認定するため、道路法の規定により、議会の議決を求めます。

最後に、議案第70号 さぎのせ公園の指定管理者の指定について、議案第71号 根来さくらの里の指定管理者の指定について及び議案第72号 根来公園墓地の指定管理者の指定についてであります。それぞれの施設における住民サービスの向上と管理コストの縮減を目的とし、指定管理者による管理を引き続き行うため、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

以上をもちまして、提出しました諸議案の説明とさせていただきます。

何とぞ慎重ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○福山議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第44号 令和3年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
～

日程第26 議案第50号 令和3年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について

○福山議長 日程第20 議案第44号 令和3年度岩出市一般会計歳入歳出決算認の件から日程第26 議案第50号 令和3年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案7件に関し、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いいたします。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

決算審査特別委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

9月5日の会議において当委員会に付託され、閉会中に審査いたしました議案は、令和3年度決算関係議案7件でありました。

当委員会は9月13日火曜日、本会議終了後、令和3年度決算議案7件の概要説明と審査方法及び日程の協議を行いました。

審査については、10月11日火曜日、総務部門、議会部門、12日水曜日、建設部門、

13日木曜日、厚生部門、14日金曜日、文教部門を実施しました。

決算関係書類の歳入金整理簿、歳出金整理簿の会計簿冊及び支出命令調書等の検閲については、議会から当委員会に権限を委任されていることから、検閲することを決定し、審査の前に検閲を行いました。

検閲終了後、令和3年度決算議案7件に対する質疑を行い、その後、討論、採決を行いました。

その結果、議案第44号 令和3年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定、議案第45号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第47号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、議案第49号 令和3年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定につきましては、討論の後、議案第44号、議案第45号及び議案第47号の3議案は、賛成者多数により認定、議案第49号は、賛成者多数により可決及び認定しました。

議案第46号 令和3年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第48号 令和3年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定、議案第50号 令和3年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定、以上3議案については、全会一致で認定しました。

なお、決算審査特別委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、委員会の記録が作成され次第、配付いたします。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります

○福山議長 ご苦労さまでした。

以上で、決算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第46号 令和3年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第48号 令和3年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第50号 令和3年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定の件、以上、議案3件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案3件に対する討論を終結いたします。

議案第46号、議案第48号及び議案第50号の議案3件を一括して採決いたします。

この議案3件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号、議案第48号及び議案第50号の議案3件は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案について、討論、採決を行います。

議案第44号 令和3年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第44号 令和3年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

2021年度は新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行が2年目となる下での予算執行となりました。令和3年度歳入決算額は212億8,816万2,968円、歳出決算額は206億4,793万8,074円、歳入歳出差引額は6億4,022万4,894円で、翌年度に繰り越すべき財源1億3,814万7,000円を差し引いた実質収支は5億207万7,894円と黒字となっています。

歳入の決算額は、前年度に対し約38億7,500万円もの減収となっていますが、地方交付税、繰越金及び地方消費税交付金などが増加した一方で、令和2年度に給付された国民1人当たり10万円の特別定額給付費、国庫補助金等や市債、繰入金及び諸収入などで大幅に減少したことによるもので、市税収入をはじめ、自主財源の基盤は安定しています。

財政指標の4つの健全化判断比率、実質公債費比率についても、これらの指標に基づく本市の財政運営が健全と言えます。また、財政基金と減債基金は合わせて46億3,000万円、特定目的基金を加えると88億8,000万円、令和2年度と比較しても15億4,000万円増加しています。

当局は、財政が厳しいと繰り返していますが、市民の福祉の増進を実現することを何よりも優先して取り組むべき積極的な姿勢に立ってきたかが問われてきます。

コロナ禍2年目の予算執行においては、低所得者やひとり親、子育て世帯等への給付金支給、プレミアム商品券、臨時PCR検査センター設置事業など、評価する点も見受けられますが、しかし、コロナ禍における市民への独自の対策は不十分だと考えます。

第1の問題点、当初予算で2億円ものお金、施策、対策に充てられず、予備費に計上されました。予備費そのものを否定するつもりはありませんが、これだけの額を予備費に計上する自治体は県内どこを見てもありませんでした。結局、予備費7,000万円は施策、事業費にも充てられませんでした。

第2の問題点、子供の医療費助成についてです。お金の心配なく受診できるよう、医療費助成は一部自己負担はなくすべきです。県内唯一、無料化となっていないこと、子育て世代、市民の声にかたくなに背を向け、応えようとしない姿勢は冷た過ぎます。現在、人口減少や高齢化社会の問題等々も市も上げられますが、それに対する手だて、施策が十分ではありません。

第3の問題点は、市民生活を支え、地域振興にも重要な貢献をする地域公共交通の整備が検討されなかったことです。高齢者、障害者など、移動手段の手だて、乗合タクシーの整備についても前向きに取り組むよう求めるものです。

第4の問題点は、職員体制についても、必要な部署に適正に配置することが市民サービスにつながり、また市政の発展にも必要であると考えます。岩出市には、住民の願いに応える財源は十分にあります。全ての市民が健康で豊かな生活を送る、岩出市に住んでよかったと言えるまちづくりをしなければなりません。しかし、この決算は、住民の声に十分に応えたものになっていないと考えます。市民の納得は得られないと考えますので、この議案には反対といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第44号 令和3年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

決算書によりますと、令和3年度の一般会計歳入歳出決算の収支の状況は黒字となっております。規模については、対前年度比で、歳入歳出ともに減少していますが、これは令和2年度に実施した住民1人当たり10万円を給付した特別定額給付事業があったことが主な要因となっております。

令和3年度の一般会計歳入歳出決算の状況を私なりに申しますと、まず歳入では、コロナ禍の影響による様々な制約があり、依然として厳しい状況ではありますが、収入の中心である市税については、継続した徴収率の向上に取り組み、成果を上げられ、昨年度より率を向上させています。

また、国県支出金など、補助金の活用を図り、起債の発行は必要最低限にするなど、健全な財政運営に努められております。

歳出では、新型コロナウイルス感染症対応事業は、引き続き実施中ではありますが、他の全ての事業執行に関しても効果、緊急性、必要性を勘案し、着実に事業を進められております。

各種社会保障関連事業、都市基盤整備のための道路整備事業、災害に対する防災事業、教育環境改善のための諸施策、観光促進事業など、行政需要に的確に対応し、効率的な運用が見受けられます。

なお、基金においては活用を前提としながらも、将来の負担に備えるなど、着実な運用を行っておられます。

今後は、少子高齢化が進展し、人口が減少に向かうことが確実になる中で、本市においても労働力人口の減少による税収の低下や、高齢化に伴う社会保障費の増大などで、厳しい財政状況に置かれることを認識する必要があります。

基金を取り崩せば市民サービスを拡充できるのではないかとのご意見もございますが、将来を見据えた財政規律の堅持が重要であり、市債残高を減らしながら、市民ニーズに対応すること、また将来世代に対する投資をしていくことが、本市の将来に向けた重要な取組であると考えます。

以上述べました理由により、私は本議案について賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第44号に対する討論を終結いたします。

議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり認定されました。

議案第45号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計決算に反対の討論を行います。

市町村国保の加入者の年齢は、全国的には65歳から74歳が多く、40%以上を占めています。2番目に多いのは40歳から64歳でした。40歳以上の加入者の合計は70%

以上にもなります。国保の加入者は中高年が多い状況となっています。国保加入世帯の世帯主の職業で一番多いのは無職で、40%を超えています。定年退職して年金で暮らしている高齢者が中心です。次に多いのが、従業員が5人未満の個人事業会社員などの被用者で、これ以外に農林水産業の方が加入しています。そして、加入者の6割が軽減制度を利用しているとの統計指数が明らかになっています。

岩出市においても、低所得の加入者が多い中、国保税を下げたいの声は、新型コロナの状況下で切実なものとなっています。今年度の国保決算については、保険給付費においては、昨年比2億3,000万円増となり、高額療養費も約3,000万円の増となっています。医療費の高騰化につながる資格証明書、短期証明書の発行はやめるべきですが、市の考えは令和3年度においても変わっていません。早期発見、早期治療をうたいながら、逆行するものであり、改善策を求めています。

事業面では、特定健診未受診者対策の強化面は見られるものの、保健業務における会計年度職員報酬は、当初予算時比で削減されており、職務体制の改善で改善が求められると考えます。また、脳ドック検査枠は、定員をはるかに超える申込みがありながら、申請者の要望に応え切れていない対応が続けられています。滞納者に対しての徴収の点でも、家庭生活を壊すような多額の一括納付を求める姿勢があり、親身な納税相談の対応を求められていると指摘をしておきます。

現在、データベース計画が進められていますが、新型コロナ禍という、これまでにない状況が続く下、医療費総額を抑える取組、市民の健康を守る上での保健福祉センターにおける事業の連携とともに、国保会計改善に向けた職員体制や事業の検証が求められていると考えます。

国保会計における財政運営の厳しさの要因として、一番の大きな要因としては、国庫負担率が、1984年に45%から38.5%に引下げられてきたことです。この点からは、国に対して負担率を戻すように強く働きかけが必要なものですが、国への働きかけの面では、市長会を通じてという視点があります。国保会計を安定化させる上での国保運営の姿勢、国保利用者の負担軽減の対策など、利用者に理解が得られないものと考えます。

以上の理由をもって、反対討論といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 議案第45号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論します。

国民健康保険は、国民皆保険の根幹をなし、被保険者の市民にとって重要な役割を担っているものです。本市の国民健康保険を取り巻く状況は、少子高齢化の進展により被保険者数が減少傾向にあり、高齢者人口の割合は増加、生産年齢人口が減少する中、安定した事業運営に取り組まれています。

歳入では、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に伴う国保税の減免を実施した一方で、保険税の口座振替納付の利用促進、広報紙への掲載、納税相談など取り組み、納税意識を高め、現年分の収納率を向上させ、懸命に財源確保に努められていることが見受けられます。

歳出については、保険給付費が前年度比で2億3,000万円の増となっていますが、被保険者に必要な保険給付であります。保健事業では、人間ドックや脳ドック、また集団まちかど健診や個別健診の実施など、被保険者の健康の保持増進を図っているもののほか、後発医薬品の利用促進等の取組、特定健診未受診者対策による疾病予防の取組など、医療費抑制にも努められています。

以上のことから、被保険者の健康の保持増進と安定的な事業運営に努められていると考えますので、本議案について賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第45号に対する討論を終結いたします。

議案第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり認定されました。

議案第47号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第47号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

この医療制度は、国民を年齢で区切り、75歳以上の高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける最悪の制度です。2008年の制度導入以来、

実に7回にわたる保険料値上げが実施され、高齢者の生活を圧迫する重大要因となっています。

政府は、2008年度にこの制度がスタートした際に、当時の自公政権が国民の批判をかわすために導入した保険料の軽減措置、特例軽減をつくり、低所得者への大幅な保険料引上げを強行しました。その上、今度は窓口負担の2割への引上げです。こんな高齢者いじめは許されません。減らされてきた高齢者医療への国庫負担を抜本的に増額し、高齢者、国民の負担軽減を図るよう求めるものです。

OECD諸国の対GDP支出割合による比較では、日本は高齢化率が極めて高い割に、この分野への社会保障費の支出が低いことが明らかにされています。国の社会保障費を国際水準に見合う財政支出にするよう求めるものです。

この制度については反対の立場から、この議案についても反対といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第47号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論します。

後期高齢者医療制度は、主に75歳以上の高齢者を被保険者とし、疾病等に対し必要な給付を行う制度であり、高齢者福祉の増進に寄与しています。

本市では、平成20年度の制度施行以来、徐々に被保険者が増加し、令和3年度において6,000人を超えています。これは国民健康保険の被保険者の半数を超える規模であり、今後、団塊世代の影響により被保険者の増加が見込まれ、また医療技術の高度化に伴い、給付費の増加が予測されます。

決算の状況を見ますと、歳入では、歳入合計が10億円を突破しており、保険料については口座振替の積極的な推進や滞納初期の対応として、電話催促、臨戸訪問、納付相談など、きめ細やかな収納対策により、現年度分及び滞納繰越分、普通徴収保険料の収納率が、それぞれ前年度を上回り、高い徴収率の維持に努められていることが見受けられます。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が大部分を占めますが、保健事業における人間ドックの実施など、適切に執行されています。

よって、本議案について、事業を安定的に、また適正に運営されていると考えますので、賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第47号に対する討論を終結いたします。

議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり認定されました。

議案第49号 令和3年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 令和3年度の水道事業会計の反対討論を行います。

3年度決算では、給水戸数は2万3,993戸、昨年比202戸増となっています。経営指標では、経済収支比率、料金回収率、管路更新率など、前年より改善が見られる状況が報告されてきています。ただし、有収水量は4,155立方メートル減となり、有収率はマイナス0.1%となっており、漏水における改善対策の課題が見えるものとなりました。

職員体制面では、正職15名、会計年度職員3名の体制となっています。

決算の監査委員の審査意見で、岩出市の経営状況については、純利益2億円を計上しており、安定した経営状況で推移してきていると意見が出されてきています。

人口増加に伴う基本水量20立方メートルまで使用していない家庭は、平成28年度時点では3,800戸でしたが、令和3年度決算では4,200戸を超える状況となっており、17%以上の戸数の方が20立方メートル以下となってきました。市民からも水道料金体系の基準見直しの改善要望も届けられており、この点からは、水道料金における使用量区分の見直しなどが求められたと考えます。

内部留保金は以前より減少したものの、25億円にまで膨らんできており、監査委員も指摘しているように、市民生活向上への施策が求められていますが、令和3年度も低所得者や基本水量に満たない市民に対しての改善策は行われていません。

令和2年度に新型コロナに対する市民負担軽減策として水道料金の減免が行われましたが、令和3年度では、引き続き新型コロナの影響が続いているにもかかわらず、水道料金の減免対応はされてきていません。将来に備えた老朽管取替えや給水施設の改善、改修などありますが、新型コロナ禍における支援策や料金区分の見

直しなど、市独自の施策も求められる中で、支援策も見えない点は、市民の理解を得られないものと考えます。

よって、令和4年度水道会計の決算については、反対いたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

大上正春議員。

○大上議員 議案第49号 令和3年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

水道事業は、地方公営企業の経営の基本原則であります健全経営の維持を図りつつ、市民に安全・安心な水を供給することで、公共の福祉の増進をするという役目を担い、長年、水道料金の値上げをせず運営されています。

令和3年度の決算において、収益的収支では2億5,099万9,509円の黒字であります。資本的収支では3億3,929万7,835円の赤字となっています。今後もアセットマネジメントに基づき、計画的に各施設の更新事業に取り組む必要がある中で、収納率の向上による自主財源の確保や経費の削減に取り組み、健全な経営に努めようとしていることがうかがえます。

また、令和3年度岩出市水道事業会計剰余金の処分については、安全な飲料水を安定して供給するための送水管更新事業等に必要でありますので、剰余金の積立てをし、持続的な事業運営を要すると考えます。

以上のことから、私は本決算を認定することに賛成いたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第49号に対する討論を終結いたします。

議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決及び認定されました。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月2日金曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月2日金曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時33分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 4 年 1 2 月 2 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第2号）

令和4年12月2日

- |        |             |                                                |
|--------|-------------|------------------------------------------------|
| 開 議    | 午前 9 時 30 分 |                                                |
| 日程第 1  | 議案第 58 号    | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和 4 年度岩出市一般会計補正予算第 4 号) |
| 日程第 2  | 議案第 59 号    | 岩出市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について                     |
| 日程第 3  | 議案第 60 号    | 職員の定年等に関する条例等の一部改正等について                        |
| 日程第 4  | 議案第 61 号    | 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について        |
| 日程第 5  | 議案第 62 号    | 職員の給与に関する条例等の一部改正について                          |
| 日程第 6  | 議案第 63 号    | 令和 4 年度岩出市一般会計補正予算（第 5 号）                      |
| 日程第 7  | 議案第 64 号    | 令和 4 年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）                |
| 日程第 8  | 議案第 65 号    | 令和 4 年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）                  |
| 日程第 9  | 議案第 66 号    | 令和 4 年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）               |
| 日程第 10 | 議案第 67 号    | 令和 4 年度岩出市水道事業会計補正予算（第 3 号）                    |
| 日程第 11 | 議案第 68 号    | 令和 4 年度岩出市下水道事業会計補正予算（第 2 号）                   |
| 日程第 12 | 議案第 69 号    | 市道路線の認定について                                    |
| 日程第 13 | 議案第 70 号    | さぎのせ公園の指定管理者の指定について                            |
| 日程第 14 | 議案第 71 号    | 根来さくらの里の指定管理者の指定について                           |
| 日程第 15 | 議案第 72 号    | 根来公園墓地の指定管理者の指定について                            |

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

3 番、井神慶久議員は病気療養のため、8 番、吉本勸曜議員は入院治療のため、それぞれ本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第58号から議案第72号までの議案15件の質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号）～

日程第15 議案第72号 根来公園墓地の指定管理者の指定について

○福山議長 日程第1 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号）の件から日程第15 議案第72号 根来公園墓地の指定管理者の指定の件までの議案15件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのらないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1 番目、公明党議員団、玉田隆紀議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員、議案第70号の質疑をお願いいたします。

○玉田議員 おはようございます。

議長の許可を得ましたので、質疑をさせていただきたいと思います。

まず初めに、議案第70号 さぎのせ公園の指定管理者の指定についてであります。1 点目、今回の指定管理者の選定における公募時期と応募者数について、お聞かせください。

2 点目に、選定委員会における総合評価はどのようになっているのか、お聞かせください。

○福山議長 答弁願います。

都市計画課長。

○正木都市計画課長 皆さん、おはようございます。

玉田議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目の公募時期については、令和4年9月1日から募集告示、広報、ウェブサイト掲載を開始し、10月3日から10月11日の期間で申請受付を行っております。

その結果、募集要領の配布時、3者からのお問合せをいただきましたが、応募者数については1者となっております。

次に、2点目のさぎのせ公園指定管理者選定委員会におけるはまゆう J A P A N の総合評価点数については、採点方式200満点中175点で、総合評定、優となっております。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第71号の質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 議案第71号 さくらの里の指定管理者の指定についてであります、これも同様の質問になりますが、1点目、今回の指定管理者の選定における公募時期と、また応募者数。

そして2点目に、選考委員会における総合評価、お聞かせください。

○福山議長 答弁願います。

産業振興課長。

○竹中産業振興課長 玉田議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目の公募については、紀の里農業協同組合は本市の農業者を多く含む農業者団体であり、本市の農産物の生産に精通し、本市農業者と連携した事業運営や事業効果が期待できることから、岩出市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第3号に規定する、引き続き管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できるものとして、公募によらない選定としました。

次に、2点目の根来さくらの里指定管理者選定委員会における紀の里農業協同組合の総合評価点数については、採点方式200点満点中154点で、総合評定、良となります。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第72号の質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 議案第72号 根来公園墓地の指定管理者の指定についてであります、これも同様の質問になりますが、お聞かせください。今回の指定管理者の選定における公募時期と応募者数、そしてまた選考委員会における総合評価は一体何点になっているのか、お聞かせください。

○福山議長 答弁願います。

産業振興課長。

○竹中産業振興課長 まず1点目の公募時期については、令和4年9月1日から募集告示、広報、ウェブサイト掲載を開始し、9月26日から10月4日の期間で申請受付を行っております。その結果、お問合せ、応募者数については、ともに1者となっております。

次に、2点目の根来公園墓地指定管理者選定委員会における岩出市シルバー人材センターの総合評価点数については、採点方式200点満点中158点で、総合評定、良になります。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、公明党議員団、玉田隆紀議員の質疑を終わります。

2番目、日本共産党議員団、市來利恵議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

市來利恵議員、議案第58号の質疑をお願いいたします。

○市來議員 議案第58号について質疑を行いたいと思います。

まず、市民生活応援事業について、マイナンバーカード取得者に5,000円分の商品券を支給するとした理由についてお答えください。

また、カードを取得しない場合は、支給されないのかについてお聞きいたします。

○福山議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 市來議員ご質疑の市民生活応援事業について、1点目と2点目を一括してお答えいたします。

国のマイナンバーカードについて、令和4年度末までにはほぼ全国民に行き渡ることを目指すと方針を示しているところです。そのため、コロナ禍における物価高騰等で影響を受けている市民の方を支援するとともに、地域の活性化やマイナンバーカードの普及促進を図るため、マイナンバーカードの取得された方に5,000円分の商品券を支給することとしました。

○福山議長 再質疑ありませんか。

市來利恵議員。

○市來議員 今回の事業について、これ、マイナンバーカードのチラシによると、コロナ禍おける物価高騰に伴う支援策として、またマイナンバーカード普及促進事業として、カードを取得された方に商品券を配るということになってます。

私、物価高騰に伴う支援策というのと、マイナンバーカードの普及促進事業というのは、分けて考えるべきではないかと。物価高騰等に伴う支援策であれば、急いで物価高騰に対する対策を行わなければならないということであれば、カード取得にかかわらず、すぐに市民の方々にやるという考え方ができるんですけど、マイナンバーカードの取得も法律上は任意となっています。この点について、物価高騰対策というのであれば、カードの普及、これ2月末まで対象となっておりますが、早急にこれはカードを取得しなくても市民に配送するといった考え方はできないでしょうか。この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 市來議員の再質疑にお答えいたします。

市といたしましては、これまで物価高騰等の対策として、8月1日付で専決し、水道料金基本料金の6か月免除等を行っております。今回の物価高騰等交付金につきましては、国が示す推奨メニューで、消費下支え等を通じた生活者支援として、マイナポイント等を発行して、消費を下支えするなどの支援とあることから、マイナンバーカード取得者に対しての事業としてございます。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第59号の質疑をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第59号で質疑を行わせていただきます。

岩出市には個人情報保護条例が既にあります。今回の条例制定で、どういったことが変更となるのかをお聞きいたします。

2点目は、現行条例の改廃となりますが、新条例について、個人情報保護審査会等での検討や意見聴取は行ったのか。

3つ目は、パブリックコメントをしなかった理由についてお答えください。

4つ目は、匿名加工情報について、個人情報を非識別加工して、民間事業の利活

用に提供するものですが、自治体は住民に最も身近な存在であり、より多くの個人情報を持っています。情報の漏えいのリスクも高まり、行政の信頼も住民の信頼も失われかねませんが、提供というのはどうなっていくのか、この点についてお聞きをします。

○福山議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 市来議員の質疑についてお答えいたします。

まず1点目、岩出市には個人情報保護条例が既にある、今回の条例制定、どういったことが変更となるのかについてですが、個人情報の保護開示について、これまで各市町村で独自に制定していたところ、国の法律に基づくものとして、制度が一元化されることとなります。制度の運用に当たっては、これまでとおおむね変更はないものと考えております。

主な変更点といたしましては、2点上げさせていただきます。

まず1点目としまして、請求から決定までの期限について、原則15日、最大60日から、原則30日、最大60日に変更となります。

2点目といたしまして、代理で開示請求ができるのは、法定代理人に限定していたところ、今後は委任状等により確認を行うことで、任意代理人からの請求も可能となるという点でございます。

2点目のご質疑、現行条例の改廃となるが、新条例について、個人情報保護審査会等での検討や意見、聴取は行ったのかについてですが、岩出市情報公開個人情報保護審査会委員に意見照会を実施してございます。

3点目、パブリックコメントをしなかった理由についてですが、市の独自政策ではなく、国の法律の施行に伴い整備するものであり、原則として、国の方針に沿って制定されるものであることから、パブリックコメントは実施しなかったものでございます。

4点目、匿名加工情報の提供はどうなるのかについてですが、都道府県、政令指定都市以外の地方公共団体については、当分の間、匿名加工情報の民間への提供は義務づけされていませんので、現時点においては制度を導入する予定はございません。

○福山議長 再質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 変更内容等々聞いたんですが、非常に分かりにくいなと思っています。

例えば、現行の条例では、第1条に、個人の利益の保護を図り、基本的人権の擁護に資することを目的としています。また、個人情報収集の際は、法令の定めがある場合を除き、本人から収集しなければならない。思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報は、法令等の定めがある場合や公益上特に必要があると認める場合を除き、収集してはならない。さらに、オンラインとの結合についても禁止していることなどが明記されています。

ところが、法にはこの規定はないんです。市でも独自性の個人条例を今持っている中で、国が変えるから変えるんだという説明ですけど、こうした独自性の市の規定というのは、一体どのようになるのか。例えば、これが保護なくなるとした場合、保護水準の後退を招くとは考えられないのか、この点についてお聞きをいたします。

個人情報の保護審査会では、意見を聴取しているということですが、実施された、どのような意見があったのかという観点を聞きたいと思います。

3点目は、岩出市にはパブリックコメントを国の制度だからしなかったというような説明がありました。岩出市にはパブリックコメントの手続要綱があります。その中の第3条では、パブリックコメント手続の対象に、(2)で市の基本的な制度を定める条例及び規則の制定または改廃とあります。この点からも、国が示してきたから、岩出市でもやりますというだけではなく、パブリックコメントの手続は行うべきではなかったのかと考えます。この点について、もう一度答弁を求めたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、個人の権利、利益の保護を守りという点でございますが、これにつきましては、法律の第1条で、目的として、個人の権利、利益を保護することと明記しており、この規定は直接地方自治体に適用されるため、施行条例、今回の新条例につきましては、改めて記載することはしてございません。

次に、要配慮個人情報、思想、信条、病歴等についてですが、これにつきましては法律第6条において規定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないとあることから、事務に必要な同様の情報を収集することについて、従来どおり制限、保護されているものと考えてございます。

次に、審査会での意見ですが、手数料の徴収に係る書きぶりについてご意見をいただいております。分かりやすい表現に修正したところでございます。

当初、手数料は徴収しないとしていたところ、手数料の額は無料とする。

また、審査会の業務に変更はあるのかという質問につきましては、従来どおり、審査請求に係る諮問について対応していただくと説明してございます。

最後に、パブリックコメントにつきましてですが、これにつきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、市の独自施策ではないという点でございます。あくまでも国の法律に従って制定されるものであることから、パブリックコメントは実施してございません。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

市來利恵議員。

○市來議員 1点だけですね、パブリックコメントのことについてです。

国がやるから岩出市はしなかったという形で、国に基づいてやるんで、パブリックコメントはやらないという話でした。やっぱり、これ例えば、民間事業者が情報を収集しやすくなるように国が改正をしてきたということについてなんです、やはり情報の主体というのは、主権者である住民なんですよね。住民の知らないところで、どういった情報が、やはり提出されるのかというところで、やはり心配されるのは情報漏えいについて危険性があるのではないかと、自分の情報を知らない間に出回るんじゃないかというところが心配事としてあるわけです。

そうした中で、今回、パブリックコメントはしなかったんですが、市民に対する説明というものは、きちっと行ってやらなければならないことだと考えています。

その点について、今後、市として、改正になった場合、どのような形で市民への説明責任をしっかりと行っていくのか。また、情報漏えいについてのそういった心配はないのか、そういうことが払拭されるのか、それも併せてですね、しっかり説明する責任があると思いますんで、その点についてどのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

○福山議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 市來議員の再々質疑にお答えいたします。

まず、市民の知らないうちということで、市民に対しての説明責任ということでございます。まず、今回の件につきましては、先ほどからお答えしたように、国の方針に沿って制定されるもので、パブリックコメントは実施しないということでございます。また、市の施策等、根幹に関わるものについては、当然、パブリックコメントの要綱等にのっとり、パブリックコメントは実施してまいります。

あと、情報漏えい、これにつきましては、今回の個人情報の保護に関する法律、これにつきましては、第61条です。この中に、目的達成に必要な範囲を超えて個人情報をまず保有してはならないと、これは行政機関の責務でございます。それに対して、また情報等についても、匿名加工情報ということで、個人の情報が特定できないような情報で提供する場合は、こういう形で個人の情報が特定できない状態で提供するというところでございます。

ただし、先ほどお答えしましたように、現在のところ、地方公共団体については提供は義務づけてございませんので、現時点については導入する予定はございません。

○福山議長 総務課長。

○木村総務課長 失礼いたしました。

市民への周知ですけれども、先ほどお答えしましたように、パブリックコメントという形で、今後、市の施策等をしていく前は、パブリックコメントとしていくということでございます。

(○市来議員 これについては説明責任を果たさないということやな。)

○木村総務課長 今回の条例につきましては、特に、今のところ、市民への広報というのは考えてございません。それにつきましては、また他の自治体の情報等も収集し、検討してまいります。

○福山議長 これで、日本共産党議員団、市来利恵議員の質疑を終わります。

以上で、議案第58号から議案第72号までの議案15件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第58号から議案第72号までの議案15件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月12日月曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月12日月曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

( 9 時 52 分 )

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令和 4 年 1 2 月 1 2 日

岩 出 市 議 会



## 議事日程（第3号）

令和4年12月12日

|       |                                                   |
|-------|---------------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分                                           |
| 日程第1  | 諸般の報告                                             |
| 日程第2  | 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号) |
| 日程第3  | 議案第59号 岩出市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について                |
| 日程第4  | 議案第60号 職員の定年等に関する条例等の一部改正等について                    |
| 日程第5  | 議案第61号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について    |
| 日程第6  | 議案第62号 職員の給与に関する条例等の一部改正について                      |
| 日程第7  | 議案第63号 令和4年度岩出市一般会計補正予算(第5号)                      |
| 日程第8  | 議案第64号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)                |
| 日程第9  | 議案第65号 令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第2号)                  |
| 日程第10 | 議案第66号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)               |
| 日程第11 | 議案第67号 令和4年度岩出市水道事業会計補正予算(第3号)                    |
| 日程第12 | 議案第68号 令和4年度岩出市下水道事業会計補正予算(第2号)                   |
| 日程第13 | 議案第69号 市道路線の認定について                                |
| 日程第14 | 議案第70号 さぎのせ公園の指定管理者の指定について                        |
| 日程第15 | 議案第71号 根来さくらの里の指定管理者の指定について                       |
| 日程第16 | 議案第72号 根来公園墓地の指定管理者の指定について                        |
| 日程第17 | 議案第73号 岩出市教育委員会委員の任命について                          |
| 日程第18 | 発議第2号 岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について                  |
| 日程第19 | 選挙第1号 岩出市選挙管理委員の選挙                                |
| 日程第20 | 選挙第2号 岩出市選挙管理委員補充員の選挙                             |
| 日程第21 | 議員派遣について                                          |
| 日程第22 | 委員会の閉会中の継続調査申出について                                |

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

8 番、吉本勸曜議員は入院治療のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第58号から議案第72号までの議案15件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、議案第73号の追加議案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、発議第2号の委員会提出議案につきましては、提出者の趣旨説明、質疑、討論、採決、岩出市選挙管理委員及び岩出市選挙管理委員補充員の選挙につきましては、単記無記名による投票、それと議員派遣の件と委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○福山議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第73号であります。

次に、議会運営委員会から提出のありました議案は、配付のとおり、発議第2号であります。

次に、岩出市選挙管理委員会から選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙について、配付のとおり依頼がありましたので、選挙を行います。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号）～

#### 日程第16 議案第72号 根来公園墓地の指定管理者の指定について

○福山議長 日程第2 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号）の件から日程第16 議案第72号 根来公園墓地の指定管理者の指定の件までの議案15件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案15件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いいたします。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

それでは、総務建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

12月2日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号）所管部分の外、議案11件です。

当委員会は、12月6日火曜日、午前9時30分から開催し、審査について、総務部門終了後、建設部門を実施いたしました。

議案第60号 職員の定年等に関する条例等の一部改正等について、議案第61号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、議案第62号 職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第63号 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分、議案第67号 令和4年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第68号 令和4年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）、議案第69号 市道路線の認定について、議案第70号 さぎのせ公園の指定管理者の指定について、議案第71号 根来さくらの里の指定管理者の指定について、議案第72号 根来公園墓地の指定管理者の指定についての以上10議案は、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第60号から議案第68号まで及び議案第70号から議案第72号までの9議案は可決、議案第69号は認定いたしました。

議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号）所管部分については、討論の後、全会一致で承認、議案第59号 岩出市個人情報保護に関する法律施行条例の制定については、討論の後、賛成者多数で可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号）所管部分では、商品券発送等、業務委託料は何名分を想定しているのか。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における国からの推奨事業は。岩出市でマイナンバーカードを既に取得している人数は。について。

議案第59号 岩出市個人情報保護に関する法律施行条例の制定については、企業から匿名加工情報の提供が求められた場合の対応は。審査会における議論の内容は。について

議案第60号 職員の定年等に関する条例等の一部改正等については、経過措置として、令和5年度から令和13年度まで5年間をかけて、定年を65歳までにしてい

く理由は。この改正によって職員の扱いはどうなるのか。について。

議案第61号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について及び議案第62号 職員の給与に関する条例等の一部改正についてでは、質疑はありませんでした。

議案第63号 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分では、那賀消防組合負担金は何名分か。について。

議案第67号 令和4年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第68号 令和4年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）について及び議案第69号 市道路線の認定についてでは、質疑はありませんでした。

議案第70号 さぎのせ公園の指定管理者の指定について、議案第71号 根来さくらの里の指定管理者の指定について及び議案第72号 根来公園墓地の指定管理者の指定についての3議案では、指定管理者に改善の要望や管理運営面のアドバイスをを行っているのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月2日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号）所管部分の外、議案4件です。

当委員会は、12月7日水曜日、午前9時30分から開催し、審査について、厚生部門終了後、文教部門を実施しました。

議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号）所管部分、議案第63号 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分、議案第64号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第65号 令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第66号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上5議案は、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第58号は承認、議案第63号から議案第66号までの4議案は可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号）所管部分では、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について、非課税世帯に対し直接振り込まれるのか。物価高騰対策補助金について、補助基準と対象施設は。について

議案第63号 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分については、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、100%国の交付金となると思うが、対象者数は。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費について、独り親世帯以外の低所得も子育て世帯への支給は行き渡ったのか。また、返還金が生じていることに対する市の評価は。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号）の件、議案第60号 職員の定年等に関する条例等の一部改正等の件、議案第61号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件、議案第62号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件、議案第63号 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の件、議案第64号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件、議案第65号 令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）の件、議案第66号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、議案第67号 令和4年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）の件、議案第68号 令和4年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）の件、議案第69号 市道路線の認定の件、議案第70号 さぎのせ公園の指定管理者の指定の件、議案第71号 根来さくらの里の指定管理者の指定の件、議案第72号 根来公園墓地の指定管理者の指定の件、以上議案14件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案14件に対する討論を終結いたします。

議案第58号及び議案第60号から議案第72号までの議案14件を一括して採決いたします。

この議案14件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり承認、議案第60号から議案第68号まで及び議案第70号から議案第72号までの議案12件は、原案のとおり可決、議案第69号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第59号 岩出市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、反対の討論を行います。

日本の政治は、この間、大企業奉仕の政治が続けられてきました。さらに、大企業がもうける仕組みをつくるために、デジタル関連法を成立させ、国や自治体が持つ個人情報の利活用をデジタル改革の名で進めています。デジタル関連法の中の1つが個人情報保護法の改定で、全国的な共通ルールの下に、一元化を図ろうとするものです。

自治体の個人情報保護制度は、国に先行して、条例が整備され、内容も発展させてきた点で、地方自治の象徴的存在の1つです。各条例で個人情報の収集は本人から直接収集するなどの収集の制限、目的外利用、外部提供の制限、オンライン結合の制限などの原則が定められ、例外とする事例は、個人情報保護審査会の意見を聞くことなどが定められています。

この自治体の個人情報保護条例の規制が、データ流通の支障になるとして、自治体の条例が築いてきた優れた到達点をリセットさせようというものです。共通ルール化の最大の目的は、匿名加工情報制度で公開されたデータにすることやオンライン結合をさせることです。

特定の個人を識別できないよう加工したからと非個人情報扱いとし、本人同意を得ずに第三者提供、目的外利用が可能としてきています。自治体が保有する個人情報は、介護や子育て、教育、健康など、膨大な住民サービスの情報です。その情報

を企業のもうけのために外部提供できる仕組みをつくることが目的です。

2021年にデジタル関連法案が成立しましたが、この条例制定の元になる国の施行案そのものが国会審議の中で、個人のプライバシー侵害や地方自治の侵害、利益誘導や官民癒着の拡大など、多くの問題点が明らかになってきています。

第1は、表現・言論の自由を脅かすおそれがあること。

第2は、思想、信条などを個人の名誉、信用、秘密に直接関わる情報収集の原則禁止規定が欠落していること。

第3は、目的外利用についても、個人の権利利益を侵害するおそれがあることに配慮しなければなりません、法案には配慮規定もありません。

第4は、手厚く個人情報保護策を講ずる必要がある分野のガイドラインを引き下げるなど、個人情報保護策の後退を果たそうとしていることは、看過できない重大問題です。岩出市においても、この条例規定により、市民にどれだけの影響を与えるのか。市民に条例の中身を明らかにして、市民の意見を聞くパブリックコメントも必要だと考えますが、パブリックコメントを実施しない点は、市民不在と言わざるを得ません。

よって、この議案には反対といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 議案第59号 岩出市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、私は賛成の立場で討論いたします。

これまで個人情報保護制度について、個別に制定されていた民間、行政機関及び独立行政法人等の3本の法律が、デジタル社会形成整備法により、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律へと統合されるとともに、各地方公共団体が個人情報の保護、開示などについて、独自に条例を制定している個人情報保護制度についても、同法に統合され、全国的に一元化されます。

この議案は、法律に基づく個人情報保護制度の運用に必要な開示請求に係る手数料などの事項を定める条例制定でありますので、私は本議案について、賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第59号に対する討論を終結いたします。

議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第73号 岩出市教育委員会委員の任命について

○福山議長 日程第17 議案第73号 岩出市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました議案第73号 岩出市教育委員会委員の任命についてであります。この議案は、現教育委員会委員の任期満了に伴い、後任の教育委員会委員として藤岡昭彦氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

藤岡昭彦氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

ご審議の上、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○福山議長 これより質疑に入ります。

議案第73号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第73号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第73号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

議案第73号に対する討論はありませんか。

(なし)

○福山議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第73号に対する討論を終結します。

議案第73号 岩出市教育委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○福山議長 起立全員であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 発議第2号 岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○福山議長 日程第18 発議第2号 岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の制定の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、玉田隆紀議員、演壇でお願いいたします。

○玉田議員 発議第2号 岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について  
上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年12月12日提出

提出者 議会運営委員会委員長 玉田隆紀

本文の朗読につきましては省略させていただきます。

提案理由の趣旨説明を申し上げます。

この議案は、各地方公共団体が運用していた個人情報保護制度について、令和5年4月1日から「個人情報保護に関する法律」により全国的に一元化されることにあたり、議会については法の適用外となることから、これまでと同様に岩出市議会における個人情報を保護し、現行条例と同等の個人情報の保護水準を確保するため、その取扱いについて執行機関との差異が生じることがないように、改正法に準じた岩出市議会独自の個人情報条例案を制定するため提出するものです。

何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○福山議長 ご苦労さまでした。

以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(なし)

○福山議長 発議第2号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第2号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この議案についても、議会における個人情報に関する議案であります。先ほど議案第59号において、反対をさせていただいた理由をもって、この発議について反対といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

大上正春議員。

○大上議員 発議第2号 岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、私は賛成の立場で討論いたします。

先ほどの議案第59号で討論をされており、改正後の個人情報保護法の下、地方公共団体の個人情報保護が全国的に一元化されますが、議会は法の適用外となります。

本案は、これまでと同様に、岩出市議会における個人情報を保護するために必要な条例制定ですので、私は本案について賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、発議第2号に対する討論を終結いたします。

発議第2号 岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の制定の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 選挙第1号 岩出市選挙管理委員の選挙

○福山議長 日程第19 選挙第1号 岩出市選挙管理委員の選挙を行います。

地方自治法第181条第2項の規定により、選挙管理委員の定数は4名です。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1名の氏名を記載の上、演壇に備えつけの投票箱へ議席順に投票をお願いいたします。

なお、被選挙人が特定できるよう、必ず氏と名を記載してください。

投票の結果、得票の多かった上位4名を当選といたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○福山議長 ただいまの出席議員数は、13名であります。

これより投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○福山議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

(なし)

○福山議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○福山議長 異常なしと認めます。

2番議席の議員から順次等間隔で、演壇に備えつけの投票箱に投票を開始してください。

(投票)

○福山議長 投票漏れはありますか。

(なし)

○福山議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○福山議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番議席の梅田哲也議員及び4番議席の田中宏幸議員を指名いたします。

両名の立会いをお願いいたします。

(開票)

○福山議長 立会人の意見を求めます。

立会い、ご苦労さまでした。

立会人に求めた意見から選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票13票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、亀田保夫さん5票、前田雅宏さん3票、小川昌子さん3票、赤井満さん2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、1票であります。

よって、岩出市選挙管理委員に、亀田保夫さん、前田雅宏さん、小川昌子さん、赤井満さんが当選されました。

これにて、日程第19を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第20 選挙第2号 岩出市選挙管理委員補充員の選挙

○福山議長 日程第20 選挙第2号 岩出市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

地方自治法第182条第2項の規定により、選挙管理委員補充員の定数は4名です。念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1名の氏名を記載の上、演壇に備えつけの投票箱へ議席順に投票をお願いいたします。

なお、被選挙人が特定できるよう、必ず氏と名を記載してください。

投票の結果、得票の多かった上位4名を当選とし、順位は地方自治法第182条第3項の規定により、得票数の多い順といたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○福山議長 ただいまの出席議員数は、13名であります。

これより投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○福山議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○福山議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○福山議長 異常なしと認めます。

2番議席の議員から順次等間隔で、演壇に備えつけの投票箱に投票を開始してください。

(投票)

○福山議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

○福山議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○福山議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番議席の梅田哲也議員及び4番議席の田中宏幸議員を指名いたします。

両名の立会いをお願いいたします。

(開票)

○福山議長 立会人の意見を求めます。

立会い、ご苦労さまでした。

立会人に求めた意見から選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票13票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、鳥本富貴さん5票、味村万喜子さん4票、松田長次郎さん3票、堀口健三さん1票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、1票であります。

よって、岩出市選挙管理委員補充員の当選並びに順位は、1番、鳥本富貴さん、2番、味村万喜子さん、3番、松田長次郎さん、4番、堀口健三さんと決定いたします。

これにて日程第20を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議員派遣について

○福山議長 日程第21 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましても、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましても、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 委員会の閉会中の継続調査申出について

○福山議長 日程第22 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申出のおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申出のおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに決しました。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月14日水曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月14日水曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時12分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令和 4 年 1 2 月 1 4 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

令和4年12月14日

| | |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問 |

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

8番、吉本勸曜議員は入院治療のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 一般質問

○福山議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、7番、福岡進二議員、9番、大上正春議員、5番、奥田富代子議員、6番、尾和正之議員、14番、増田浩二議員、13番、市來利恵議員、以上6名の方から通告を受けております。

なお、分かりやすく質問をするため、13番、市來利恵議員、14番、増田浩二議員の両名から、資料等印刷物の配布許可の申出がありましたので、会議規則第148条の規定により、議長においてこれを許可し、お手元に配布しています。ご了承願います。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

発言は、市議会会議規則第55条の規定により、質問、答弁とも簡明に行うようお願いいたします。

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 皆さん、おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問を行います。

今議会では、自治会への支援についてと、今後の財政運営についての2点お伺いいたします。

最初に、自治会への支援について質問を行います。

本市の区自治会は、主に地域コミュニティの基盤づくりのため設立されています。

現在も各地域においては、区長、自治会長をはじめとする地域の皆さんが、お互いに協力をしながら、市の将来像である、「活力あふれるまち ふれあいのまち」

の実現に向けご尽力いただいているところです。

本市は、人口増加が続いていますが、転入・転出者も多く、新旧住民との生活スタイルや地域の違いなどから、コミュニケーションが取りづらくなっているため、区自治会への加入者が減少し、また役員の高齢化や後継者不足が問題となってきています。

そこで、4点お尋ねいたします。

1点目として、現在、当市で登録されている区自治会は幾つあるのでしょうか。また、区自治会への加入率はどのくらいとなっているのでしょうか、お伺いいたします。

2点目として、現在、自治会の歳入については、場所によっては異なりますが、市から支援されている自治会等への振興助成金と自治会費等で賄っている状況です。

その歳入となる振興助成金の戸数割として、1戸当たり600円となっています。

そこでお尋ねいたします。助成金の戸数割の額600円の積算根拠と、何年からこの額となっているのでしょうか。また、他市での自治会等への助成金はどのくらいとなっているのでしょうか、お伺いいたします。

3点目として、先ほども申し上げましたが、市から毎年振興助成金として、区自治会に対し支援を行っていただいています。しかし、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%へ引き上げられ、また、最近では新型コロナウイルス感染症が終息しない中、ロシアによるウクライナ侵略や急激な円安の影響等による原油価格の高騰や原材料等の度重なる値上げにより市民生活を直撃しているとともに、人口減少や高齢化により自治会を取り巻く環境も厳しき増し、自治会運営が厳しいとの声も聞いています。

そこでお尋ねいたします。様々な公共のための事業を行っていただいています、物価高騰等の中、財源が苦しい自治会もありますので、自治会等への振興助成金の増額について、市の見解をお伺いいたします。

4点目として、本市の公園管理については、公園の草刈りや清掃など、地元区自治会が行うこととなっています。以前は、公園の清掃に当たって参加者も多くおられました。しかし、現在、会員の減少や高齢化などにより、草刈り作業等、公園清掃を行う人手が不足し、年々役員に負担が増してきています。そのため最近では、会員の負担軽減を図るため、区自治会の予算から捻出して業者委託しているところもあり、少しでもよいので市から助成金を出していただきたいという声も聞きます。

そのような状況にあることから、公園の除草、清掃等の活動に対し、公園面積に

応じた助成金を交付している自治体もありました。

そこでお尋ねいたします。他市と同様、公園管理に対しての助成金創設制度の導入について、市の見解をお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 おはようございます。

福岡議員、1番目のご質問、自治会への支援についての1点目、当市区自治会数は、区自治会への加入率は、についてお答えいたします。

区自治会数につきましては、令和4年11月末現在で392団体、加入率につきましては2万4,254世帯中、自治会加入世帯数が1万5,063世帯で、62.1%となっております。

次に、2点目と3点目について一括お答えいたします。

振興助成金戸数割の金額600円の積算根拠につきましては、岩出市自治会等振興助成金交付要綱に基づき、平成18年度からこの金額となっております。また、県内他市の主な自治会等助成金につきましては、和歌山市では1世帯当たり86円を交付、海南市では1世帯当たり300円、橋本市では1世帯当たり500円と75歳以上お1人につき1,000円の加算、有田市では1世帯当たり450円、御坊市では1世帯当たり159円、田辺市では1世帯当たり100円、紀の川市では1世帯当たり800円を交付しています。

自治会等振興助成金は、区自治会の運営に要する経費の一部を助成することでコミュニティ活動の活性化を図ることを目的としており、現行の金額は適切と考えておりますので、引上げの予定はございません。

○福山議長 事業部長。

○田村事業部長 4点目の公園管理に対しての助成金創設制度の導入は、についてお答えいたします。

本市では、岩出市都市公園条例第2条第1項第2号の規定に基づき、宅地開発等により設置された公園であって、市に帰属を受けたものについては都市公園と位置づけ、市民と行政が役割を分担し、一体となった共同管理に取り組んでいます。

維持管理の範囲につきましては、地元区の公園として愛着を持って維持管理に当たっていただくことで、地域のコミュニティや触れ合いの場としての公園本来の目的を理解してもらうため、清掃、除草、樹木の剪定等の日常の維持管理を区自治会等の地元関係者にお願いしています。また、比較的経費負担の大きい公園施設の定

期点検や修繕、高木等の伐採、ペンキや除草剤等の原材料支給については市が行っています。

議員ご質問の公園管理に対する助成金制度の導入については、区自治会への助成金として、既に自治会等の活動を推進するため、用途を限定しない自治会等振興助成金がございますので、新たな助成金制度の導入については考えておりません。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 2点、再質問いたします。

1点目として、助成金の増額については、現行の金額は適切との答弁をいただきました。しかし、助成金の額は、答弁にもありましたが、長い期間見直しされておらず、600円となった以降、先ほども申し上げたとおり、消費税の引上げや物価高騰により財政状況の厳しい自治会もあり、市からの支援として増額も必要であると考えます。また、先ほどの答弁では、近隣の紀の川市での助成金の支払い条件等は不明ですが、当市より多い助成金となっています。

そこでお尋ねいたします。隣の紀の川市の助成金800円に少しでも近づけていただけるよう、再度増額を検討していただきたいと思いますが、市の見解をお伺いいたします。

2点目として、公園管理の助成金創設は考えていないとの答弁をいただきました。

現在、区自治会活動は、ほとんどが高齢者の方のご協力により支えられており、今後も超高齢化社会の進展とともに、公園の管理が困難になっていくことは明らかであり、今後、対策を講じなければ公園の機能を果たさなくなると考えます。また、場所によっては、少子化により子供が少なくなり、また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、公園で遊ぶ方がいなくなってきており、管理の負担が増してきていることから、区自治会の総意で、公園は要らないので市に返還したいとの声も聞いたことあります。

そこでお尋ねいたします。様々な理由により、公園を市に返還したい旨の申出があればどのようなになるのでしょうか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

先ほども答弁いたしました。自治会等振興助成金は区自治会の運営に要する経費の一部を助成することで、コミュニティ活動の活性化を図ることを目的としてお

ります。

また、助成額につきましては、各自治体の面積や人口など、それぞれ状況によるものであると考えており、本市の現行の金額は適切と考えており、引上げの予定はございません。しかし、自治会等においては入会者の減少が懸念されており、減少を止めるための施策も考えていく必要がございます。

○福山議長 事業部長。

○田村事業部長 再質問についてお答えいたします。

様々な理由により公園を市に返還したい旨の申出についてですが、宅地開発等により設置され、市に帰属を受けた都市公園は市の所有施設となります。また、これら都市公園は、宅地開発の際、都市計画法第33条第1項第2号の規定により、環境保全や災害防止の観点から配置され、都市公園法第16条第1項の規定において、みだりに廃止してはならないとされています。

本市では、岩出市都市公園条例及び岩出市都市公園条例施行規則により、維持管理の範囲を定め、地域の皆様に共同作業で管理をお願いしているところであり、高齢の方にはご負担をおかけしますが、区自治会活動の一環として、引き続き対応をお願いいたします。

なお、これら公園の今後の課題といたしまして、新たに既存都市公園の整備、統合について検討してまいります。この際には、地元の管理軽減を図れるよう、併せて検討課題といたします。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2番目、今後の財政運営について質問を行います。

本市は、市制施行から16年目に入っています。その間、市では長期総合計画の将来像の実現に向け様々な事業を進められ、市民の皆さんに喜ばれています。そのような中、市の財政においては、平成9年度から令和3年度までの25年間、黒字決算で推移し、健全性は維持できていますが、今後も住んでよかったと思えるまちづくりを推進していく上でも、今以上にしっかりした財政運営が必要となってきます。

特に、現在、新型コロナウイルス感染症拡大により、社会経済活動に多大な悪影響を及ぼすとともに、ウクライナ情勢や円安の影響等により、また今後、超高齢化

社会の進展により経済が縮小し、税収入等が減少する一方で、社会保障費の増加が見込まれており、市の行財政運営はより厳しい状況に陥ることが懸念されています。

そこで3点お尋ねいたします。

1点目として、現在、事業費の抑制に努められる一方で、起債の効果的な活用や補助金などの財源確保に努められていますが、本市の過去3年間の起債残高と基金残高の推移はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

2点目として、当市は健全財政で推移してきていますが、地方自治体の財政状況の判断に用いる代表的な数値として、起債償還額の財政規模に占める割合を示す実質公債費比率と将来世代が負担すべき負債の割合を示す将来負担比率がございます。

そこでお尋ねいたします。過去3年間の実質公債費比率と将来負担比率の推移と、それから見た財政見通しはどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

3点目として、先ほども申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症が長期化し、市税などの自主財源の確保が厳しい中、また社会保障費などの義務的な経費が増大するなど、今後も少子高齢化の進展に伴い、義務的な経費が増大するものと考えます。また、6月議会で一般質問させていただきました地域脱炭素ロードマップでは、自治体の建築物及び土地において、2040年には100%の太陽光発電設備が導入されることを目指すとされていますが、本市の主要な公共施設については、既に耐震度補強は終えているものの、30年以上経過している施設が多数あり、国から示されている太陽光発電設備の設置に際しては、建物改修費が余分に必要となり、また現在進めている上下水道事業等にも多額の費用が必要となります。

そこでお尋ねいたします。今申し上げたように、将来にわたって多額の費用が必要となることは明らかです。今後における市の財政運営の課題について、どのように捉えているのでしょうか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 おはようございます。福岡議員の今後の財政運営についてのご質問についてお答えをいたします。

本市では、財政運営の軸を健全財政の堅持とし、行財政運営を行っております。

一般会計では、基金残高は増加、起債残高は減少しており、健全な財政状況であると考えておりますが、下水道事業会計などを含めた市全体としては、起債残高は増加傾向となっております。

今後につきましても健全財政の堅持を軸とし、行財政運営に当たってまいります

が、高齢化の進展や人口減少による市税収入の減少が見込まれる厳しい状況の中、社会保障関係費の増加や水道事業会計及び下水道事業会計の経営状況悪化が市政運営上の課題であると考えております。

具体的には、水道事業会計において、令和4年度から送水管の整備事業に着手しておりますが、現時点の試算では、令和5年度から令和9年度の第1期工事では約22億7,400万円、令和10年度から令和13年度の第2期工事では約24億6,500万円、合計47億3,900万円を見込んでおります。

事業実施に際しては、補助金4分の1の国庫補助金で約11億8,400万円の活用も予定しておりますが、4分の3の35億5,500万円は水道事業会計における内部留保資金の大部分を用いることとなります。今後は給水人口の減少、節水機器の普及や開発の減少などによる収入の減少により、厳しい経営状況になることが想定されるため、現時点では、将来的な水道料金の引上げも視野に入れ、事業を進めてまいります。

また、下水道事業については、全体計画1,420ヘクタールに対し、令和12年度の事業完了を目標とし、事業を進めております。今後は令和5年度から最終年度までに約186億9,200万円の事業費が見込まれ、補助率2分の1の補助金と起債などにより事業を進めてまいります。最終の起債残高は約169億6,900万円まで増加するため、市の財政負担も大幅に増加することが見込まれております。

ご質問の1点目、2点目の詳細については、担当部長から答弁をさせます。

○福山議長 総務部長。

○木村総務部長 まず1点目の過去3年間の起債残高と起債残高の推移について、一般会計における起債残高は、令和元年度で62億9,395万6,000円、令和2年度で63億503万6,000円、令和3年度で55億6,001万5,000円となっております。

また、基金残高につきましては、令和元年度で70億5,339万4,000円、令和2年度で73億3,360万4,000円、令和3年度で88億8,101万5,000円となっております。

なお、特別会計及び企業会計を加えた市全体の起債残高については、令和元年度で186億3,590万5,000円、令和2年度で192億5,102万5,000円、令和3年度で188億6,926万2,000円であり、基金残高は、令和元年度で75億4,744万8,000円、令和2年度で79億2,842万6,000円、令和3年度で95億8,562万9,000円となっております。

次に、2点目の過去3年間の実質公債費比率と将来負担比率の推移と、そこから見た財政見通しについてお答えいたします。

実質公債費比率については、令和元年度、令和2年度、令和3年度ともに4.0%

となっており、横ばいで推移しております。将来負担比率については、いずれの年度においても比率は生じておりません。

これまでの推移を踏まえると健全な財政状況を維持できていると考えておりますが、下水道会計における起債残高が増加傾向であり、その償還により実質公債費比率の悪化が想定されます。

なお、水道事業会計では多額の事業費を見込んでおり、市の財政に影響を及ぼすおそれがあり、先行きについて予断を許さない状況であると見込んでおります。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 2点、再質問いたします。

1点目として、当市は健全財政であります。先ほども申しあげましたように、主要な公共施設については、30年以上経過している施設も多くあります。そのため市においては、公共施設等総合管理計画を令和4年3月に改定していますように、長寿命化対策が一番の課題であると考えます。

そこでお尋ねいたします。今後、既存の施設の維持に対しての市の考えをお伺いをいたします。

2点目として、当市の財政状況は、平成9年から令和3年度まで黒字決算で推移しています。しかし、他の自治体では財政非常事態宣言を出すなど、これまでの財政運営を見直す岐路に立たされているところもあります。

そこでお尋ねいたします。今後も長期総合計画の将来を見据えた持続可能な行財政運営の基本施策である健全財政の堅持と適正な財政を行う上でも、市として今後どのようにされようと考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 再質問の1点目、既存公共施設の長寿命化に対する考えについてお答えいたします。

公共施設等の劣化、損傷の進行度合いについては定期的な点検、診断により、施設状態の把握に努めております。定期的な点検、診断により損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、公共施設等の長寿命化を図り、費用負担が大きい大規模な修繕や更新をできるだけ回避する予防保全型の維持管理を行っているところです。総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長寿命化を図ってまいります。



次に２点目、健全財政の堅持に向けた今後の方針についてお答えいたします。

健全財政の堅持を将来にわたり持続するため、これまでも取り組んできた自主財源の確保、経常経費の節減、義務的経費の抑制に引き続き努めてまいります。また、一般会計の財政状況や上水道及び下水道事業会計の経営状況に応じ、基金の取崩し、起債の発行、使用料金等の値上げなどの財源不足を賄うための方策についての適宜検討を進めてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、福岡進二議員の２番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告２番目、９番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 ９番、大上正春です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、新型コロナウイルス感染第８波への備えについてと、出産・子育て応援給付金事業についてです。

最初に、新型コロナウイルス感染第８波への備えについてです。

本年８月を中心に、感染拡大した新型コロナウイルス感染第７波が終息を迎えたことを機に、政府は全国旅行支援や日本の入国制限緩和など、社会経済活動の正常化に向け取組を行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大が第８波に入り、本市としましても、以前から引き続き市民放送を利用して、住民の皆様にはワクチン接種の呼びかけや、市長からも第８波の感染拡大の可能性に対し、メッセージも発信されております。

国内の新型コロナウイルス感染者は、１２月２日午前１０時現在で、クルーズ船ダイヤモンドプリンセス乗船者を含めた累計で２,６０９万２,８３２人となり、１週間の新規感染者は８４万７,３７１人と、前週から比べ１０万５,５７３人増加したとのことです。感染リスクを下げするための方法やワクチン接種の重要性などについて、琉球大学大学院医学研究科の山本和子教授の記事が掲載されておりました。

気温が下がると感染持続期間が延び、湿度が４０％以上を保てなくなると、感染が一気に広がると言われている。寒さで換気がおろそかになりがちなのも一因だろう。ただ、国民の２０％強が既に感染して免疫を獲得していると推定され、高齢者のワク

チン接種率も高いことから、重症化しやすい人は減っているのではないかと。

改めてワクチン接種の意義については、60歳以上で3回接種した人は、未接種の人と比べて重症化リスクと死亡リスクがいずれも5分の1に減る。ワクチン接種イコール感染予防とは言えないが、肺炎に進展したり、亡くなったりするリスクが格段に減らせるということは、ワクチンの最も重要な効果だ。時間の経過とともに抗体化が下がるが、体の免疫細胞には数十年の寿命がある。健康な若い人の場合、接種や感染の経験があると、再びウイルスが体内に入ってきて、記憶細胞ができて抗体ができる。一方、高齢者や免疫不全の患者は、記憶細胞をつくる力が弱いため、ワクチンを繰り返し打つことが望ましいとも述べております。

そして、第7波が始まった2022年7月からは、感染者の急増に伴い、小児の患者数が増加し、全国的には重症化する小児患者も増加しました。日本小児学会では、2022年8月22日に5歳から17歳の全ての小児に、新型コロナワクチン接種を推奨する方針を掲示しました。本市も12歳以上のワクチン接種に加え、5歳から11歳の小児接種が進められております。

ここで質問ですが、現在の年代別の感染者率はどれぐらいなのでしょう。また、5歳から11歳の小児へのワクチン接種率は、和歌山県、岩出市、それぞれで教えていただけますでしょうか。

そして、日本小児学会は、生後6か月から4歳の乳幼児を対象に、新型コロナワクチンの接種が10月24日から可能となり、本市も11月11日より実施されております。

乳幼児へのワクチン接種には努力義務が課せられていますが、全国的に乳幼児のワクチン接種は進んでいない理由としては、副反応への不安や子供は重症化しにくい、ワクチンを不要と考える人が多いなども上げられています。そこで、本市の乳幼児のワクチン接種に対する考えをお聞かせください。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員ご質問の1番目、新型コロナ感染第8波の備えについてお答えします。

1点目の累計の年代別感染率については、岩出保健所管内において、令和4年7月から10月までの間で、ゼロ歳の乳児は12%、1歳から4歳までの幼児は23%、5歳から9歳までは16%、10代は16%、20代は13%、30代は14%、40代は11%、50代は8%、60代は5%、70代は3%、80代は4%、90代は5%、100歳以上は5%となっています。

続いて、2点目の小児接種、5歳から11歳のワクチン接種率についてですが、和歌山県においては、令和4年11月28日時点で、1回目が12.67%、2回目が12.32%、3回目が3.19%となっています。

岩出市においては、令和4年12月2日時点で、1回目が11.98%、2回目が11.75%、3回目が0.67%となっています。なお、3回目接種については、令和4年9月6日から接種可能となったため、接種率が低くなっています。

3点目の乳幼児生後6か月から4歳のワクチン接種に対する市の考えはについてですが、厚生労働省のホームページには、乳幼児においても重症例が確認されており、基礎疾患がなくても死亡する例があり、ワクチンの有効性や安全性、感染状況を踏まえ、乳幼児を対象にワクチン接種を進めることとされたとあります。

本市においても、速やか、かつ円滑に接種いただけるよう、対象の乳幼児全員に接種券を送付し、11月11日から乳幼児ワクチン接種を開始しています。

しかしながら、接種は強制ではありませんので、接種による感染予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、接種についてご判断いただくものと考えております。また、現在病気療養中の方や体調に不安のある方などは、かかりつけ医とも相談の上、接種していただければと考えます。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 日本小児感染症学会の理事長によりますと、乳幼児に対してのワクチン接種の有効性について、臨床試験では、オミクロン株の流行下で3回接種後に73.2%と高い発症予防効果が確認されており、流行株によって重症化予防効果は、発症予防効果を上回ると期待されております。この数値は、インフルエンザワクチンがよく効いた場合と同じくらいで、副反応は注射部位の痛みや発熱、倦怠感が見られたが、有効成分を含まないプラセボと比べてあまり変わりがなかったということです。

乳幼児期に使われるほかのワクチンと比べても副反応の出方が大差がなく、有効安全性は担保できるとのこと、また接種を特に推奨できる子供については、ゼロから1歳児は普通の風邪でも年長の子供より重症化しやすいし、新型コロナウイルス感染症でも4歳以下は5歳以上より重症化しやすい傾向がある。特に基礎疾患があると重症化リスクが高く、接種を強く推奨したり、ただ副反応が同じでも、基礎疾患がある子は健康な子に比べて、より体にこたえるため、かかりつけ医に診てもらえる準備をしておくことが望ましいとのコメントをされておりました。

有効性とか安全性、厚労省で認められていること分かるんですが、実際に保護者の立場になると不安材料も多く、敬遠する傾向が多いと思うんです。6か月目の乳幼児に対して、随時送付されております接種券、12歳以上の市民に送る内容に加えて、様々に気配りしながらご案内の送付されていると思うんですが、特に接種時に持参するものとか、注意事項等のお知らせはどのようにされているのですか。

そして、先ほどご答弁いただいた1歳から4歳の幼児の感染率が23%と、ほかに比べて高いように思いますが、市民放送以外での啓発、どのようにされているのか、お聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の再質問にお答えします。

乳幼児向けのワクチン接種の啓発につきましては、接種券送付時のチラシ等に、ワクチンの有効性や安全性のほか、留意事項等もお知らせしております。それから、母子手帳を持ってくるようになどということもお知らせしています。また、11月29日付で市内保育所の保護者宛に、乳幼児向けワクチン接種について掲載したチラシを配布いたしました。そのほか街頭啓発や市ウェブサイトでの啓発も行っているところでございます。また、乳幼児のワクチン接種については、市内4小児科医でも個別接種を実施しており、これも小児科医からも周知していただいているところで

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

大上正春議員。

○大上議員 2点目の質問です。出産・子育て給付金事業についてです。

常に子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組、政策が我が国社会の真ん中に据えて、子供の視点で子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子供の権利を保障し、子供を第一に、取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする、そのための新たな司令塔として、明年4月にはこども家庭庁が創設されます。

その先駆けとしまして、先日、参議院本会議で可決成立しました2022年度第2次補正予算(案)の中で、子育て支援策が盛り込まれました。具体的には、令和5年1月から、妊娠・出産時に関連用品購入助成や産前・産後ケアの一時預かり、家事

支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援として、出産・子育て応援交付金の支給を開始するとしております。この交付金は、妊娠届出時に5万円相当、出産時に5万円相当の経済的支援であります。この支給を現金にするかクーポンにするかは地方自治体の判断となっているということです。

また、各自治体が出産時から子育て期の期間、妊産婦や子育て家庭を安心して出産・子育てできるよう身近な伴走型の相談支援と併せた内容となっており、核家族化が進む中、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感を抱く妊婦、子育て家庭を応援する事業となっております。

具体的には、子育てガイドを基に、出産までの見通しに寄り添って立てる産前・産後サービス利用と一緒に検討・提案、さらには夫の育児休暇取得の推奨、産後に至っては、先輩家族と出会う機会や父親交流会、悩みを相談できる仲間づくりの機会の紹介などが上げられております。

岩出市においても、妊娠より産後に至るまで様々な寄り添い型の支援を行っておりますが、より一層、きめ細かな対応、寄り添い型の支援が求められてくると思います。具体的に、本市の伴走型支援の現状についてお聞かせください。

また、経済的支援につきましては、国、県、各市町村とそれぞれ3分の2、6分の1、6分の1の補助率で、現金も視野に入れながら、クーポン等の支給となっております。経済的支援について、本市の考えをお聞かせください。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員、2番目のご質問、出産・子育て応援給付金事業についての1点目と2点目を一括してお答えいたします。

令和4年12月2日に出産・子育て応援給付金事業に盛り込んだ国の令和4年度第2次補正予算が成立し、妊娠期から子育て期まで一環した伴走型相談支援と、妊娠届出時5万円、出生届出時5万円の計10万円相当の経済的支援を一体的に実施する事業、出産・子育て応援給付金事業が創設されることになりました。

そこでご質問の1点目、本市の伴走型相談支援の現状ですが、妊娠期については、まず妊娠届出時に全妊婦に対し、必ず助産師または保健師が対応し、アンケートを実施した上で、要支援妊婦、ハイリスク妊婦などの分類を行っています。その後、妊娠6か月時と妊娠8か月時に、要支援妊婦とハイリスク妊婦に電話及び訪問相談を実施し、出生後は生後3か月までに全ての家庭を訪問し、産後アンケートも行い、産婦や子供の家庭状況を把握した上で、産後ケア事業などの必要な支援のサービス

の紹介及び子育て家庭に寄り添った相談支援を行っています。

現在の体制としましては、保健師6人と助産師2人で、国からも推奨されている地区担当制で対応しています。この体制は、保育所、幼稚園、小中学校と連携しやすく、相談する担当の保健師や助産師が分かりやすく、顔が見える関係性が築きやすいというメリットがあります。今後もこの体制を基本に、それぞれ伴走型相談支援の充実を図るため、必要な人員確保にも努めてまいります。

2点目の経済的支援の考えはについてですが、伴走型相談支援に経済的支援を組み合わせた形で実施することにより、必要な支援が妊婦や子育て家庭に確実に届くと考えています。現在、予算の確保に取りかかるとともに、支給方法や支給開始時期についても検討しているところです。支給対象となっている妊婦や子育て家庭に速やかに経済的支援を実施できるよう進めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 3点再質問させていただきます。

1点目に、予定している年間の妊娠届出者数及び出生者数は何人ぐらい見ているのか。また、年間の支給額はどれぐらい見込んでいるのか。

2点目として、経済的支援については、現金、クーポンなどの方法が検討されていると思うんですが、例えば、現金支給する場合、今、マイナンバーカードでひもづく公金受取口座への振込について、どのようにお考えなのか。

3点目として、この出産・子育て応援交付金は、各市町村の創意工夫により親しみの持てる名称を検討していただきたいと厚労省からも発表ございます。新しい世代を担う子供たちを真ん中に据えて、しっかり取り組んでいく意味で、岩出市独自の親しみのある名称を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の再質問についてお答えします。

1点目の民間の妊娠届出者数、出生数と、年間支給見込みについてですが、令和4年度の見込数で算出すると、妊娠届出者数が412人、出生数が400人です。支給見込額については、妊娠届出時に対象412人に対し5万円支給で2,060万円、出生届出時に対象400人に対し5万円支給で2,000万円の計4,060万円を見込んでいます。

2点目のマイナンバーカードにひもづく公金口座への振込についてですが、令和4年12月6日付で、国から発出された自治体向けのQ&Aの中で、妊娠届出時の面

談時にマイナンバーカードの交付申請案内や公金口座の登録方法を案内することが推奨されています。マイナンバーカードにひもづく公金口座への交付金の振込も含め、早急に対応を検討してまいります。

3点目の出産・子育て応援ギフトについての親しみやすい名称については、事業開始までに検討していきたいと考えております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時35分から再開します。

休憩 (10時20分)

再開 (10時34分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告3番目、5番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 5番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問いたします。

今回は、1番目に不登校の児童生徒について、2番目に国の自治体DX推進計画に基づく対応について、3番目に住宅火災について、質問させていただきます。

1番目の不登校の児童生徒について質問いたします。

全国の小中学校で、2021年度に不登校だった児童生徒は24万4,940人で過去最多となりました。これは文部科学省の調査で判明したもので、増加は9年連続とのことです。新型コロナウイルス感染症の拡大により学校が休業となった期間が発生し、不登校ぎみであった生徒が完全に不登校になるケースや、新型コロナの流行が繰り返される中、修学旅行や遠足、運動会、文化祭などの行事の中止が相次ぎ、給食を黙って食べる黙食や部活動の自粛など、日々の学校生活も制約されました。こうした環境の変化が、子供たちの心身に影響を及ぼしたことは想像に難くありません。本市もまた例外ではなく、不登校の児童生徒の数は増加しているとお聞きしております。

そこで1点目として、過去3年間における不登校児童生徒の人数をお聞きします。

2点目、不登校の要因は何かをお聞きします。

そして3点目として、不登校の児童生徒の実態をどう捉えておられるのかをお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 奥田議員のご質問の1番目、不登校の児童生徒についてにお答えいたします。

1点目、過去3年間の不登校の児童生徒の人数はについてですが、まず不登校の定義について、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるもので、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避によるものを除くとなっております。

この定義に当てはまる本市の不登校の児童生徒数は、令和元年度、小学生27人、中学生43人、令和2年度、小学生40人、中学生60人、令和3年度、小学生48人、中学生70人です。

次に2点目、不登校の要因はについてですが、令和3年度文部科学省問題行動調査の本市調査結果によりますと、最も多いのは無気力、不安で44%、2番目に多いのは生活リズムの乱れで16%、3番目に多いのは友人関係で14%でした。また、小学校では親子の関わりが15%を占め、中学生特有の要因として、入学・転入学不適應が11%、学業不振が7%でした。要因は様々で、大きく3つに大別すると、本人に係る状況が60%、学校に係る状況が31%、家庭に係る状況が9%でした。

3点目の実態をどう捉えるかについてですが、不登校の要因で最も多かった無気力、不安の中には、コロナ禍の影響で教育活動が制限されたことにより、登校意欲が低下した児童生徒がいると考えられます。

全国的に増加傾向にある中で、本市も同様に増加しており、不登校児童生徒に対して行っている現在の支援が、個々の実態に応じたものになっているかを毎月作成している累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況、学校対応状況シートで確認しながら対応しているところであります。

また、令和元年10月25日、文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」にもあるように、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があ



ることに留意した取組が必要であると考えます。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 本市の不登校児童生徒数は、小学生が、令和元年から27人、40人、48人と増加し、中学生も43人、60人、70人と少しずつ増加しているという現状であり、そして、その不登校児童生徒に対して行っている現在の支援については、個々の実態に応じたものになっているかを確認しながら対応しておられるということです。

教育機会確保法において、不登校の児童生徒の休養の必要性と学校以外の場での多様な学習活動の重要性を認めています。そして、学校以外での学習を国や自治体が支援すると明記されています。

本市では、学校に行けない、行かない子供たちが教育を受ける場として、適応指導教室フレンドを設置されておりますが、何人の児童生徒が利用されているのかをお答えください。また、創設当時の改善点についてお伺いします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

岩出市適応指導教室フレンドは、記録が残っている平成20年から現在まで、延べ190人が入室し、72人が体験入室しております。

適応指導教室では、各中学校の定期考査だけでなく、中学3年生の英語検定試験、岩出市、和歌山県、国がそれぞれ実施する各種学力調査も受けることができます。

平成30年には和歌山県適応指導教室拡充事業の採択を受け、インターネット環境の整備とアウトリーチ型のスクールカウンセラーの配置を行っております。令和元年からは、各小中学校と同じように、スクールカウンセラーを1名配置しました。また、開室時間は午前9時から正午までですが、起立性調節障害で朝起きるのが困難な生徒に対応するため、希望者には午後からの通室も許可しております。

令和2年には、タブレットドリルが使えるよう問題データベースを導入いたしました。令和3年からは1人1台端末を適応指導教室でも活用し、学習に活用しております。

今後も様々な要因による不登校児童生徒に対応できるよう、教室の工夫改善を行ってまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長　これで、奥田富代子議員、1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員　2番目、国の自治体DX推進計画に基づく対応についてお伺いいたします。

総務省によりますと、2020年4月1日の地方公務員数を1994年と比較すると、約52万人減少しているということです。この要因は、必ずしも人口減少だけではありませんが、将来的には人口減少による人手不足が懸念されています。

そこで、最新のデジタルテクノロジーを活用することで、こうした課題を解決し、住民一人一人にきちんと行政サービスを届けられるよう変革しようというのが自治体DX、DXとは、デジタル・トランスフォーメーションです。

首相をトップとした新組織であるデジタル庁が令和3年9月1日に創設され、DXの推進に向けた動きが加速しています。2020年12月25日、自治体デジタル・トランスフォーメーション、DX計画が閣議決定され、地方自治体が重点的に取り組むべき7つの事項が定められました。

1つ目に、自治体の情報システムの標準化、共通化。

2つ目に、マイナンバーカードの普及促進。

3つ目に、行政手続のオンライン化。

4つ目に、AI、RPAの利用推進。

5つ目に、テレワークの推進。

6つ目に、セキュリティ対策の徹底。

7つ目に、組織体制の整備。

ということです。本市でもDX推進計画が推し進められているとお聞きしておりますが、1点目として、このDXの推進による市民のメリットと行政のメリットについてお伺いします。

次に、地方自治体が重点的に取り組むべき7つの事項が示されておりますが、2点目として、その進捗状況についてお伺いします。

総務省が毎年行っている通信利用動向調査の主な情報通信機器の保有状況調査によると、かつて代表的なインターネット利用ツールであったパソコンの世帯保有率が、平成21年（2009年）をピークに低減している一方で、スマートフォンの世帯保有率は堅実に伸びており、令和2年（2020年）には86.8%に達しています。持ち運びが容易なスマートフォンが普及したことにより、多くの人々にとってインターネ

ットはいつでもどこでも簡単にアクセスできる大変身近なものになりました。

令和元年（2019年）に新型コロナウイルス感染症が発生して以降、私たちの生活は大きな制約を受けることとなりました。しかし、そのことがきっかけで、学校では一気にICT化が進み、1人1台のタブレットが行き渡り、会議や会合は3密を避けるため、ズームやラインでのリモート会議が一般的に行われるようになりました。また、テレワークの導入も急速に進み、飲み会までもがオンラインで行われる時期もありました。

コロナ前と比べると、多くの方がICT化の恩恵を受けていると言えるのではないのでしょうか。しかし、その一方、インターネットやコンピュータを使える人と使えない人との間に格差が生じています。デジタル化が拡大し、情報を適切に入手できる層と入手できない層の格差が広がり、デジタル格差が問題視されるようになりました。

そこで3点目として、本市では、このデジタル格差への対策をどのように考えておられるのかをお聞きします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

理事。

○中場理事 奥田議員2番目のご質問、国の自治体DX推進計画に基づく対応についての1点目、DXの推進による市民のメリット及び行政のメリット、2点目、DX推進計画の進捗状況について、一括してお答えします。

まず、市民のメリットについてです。国はデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を掲げており、医療、教育、防災、子供等の国民生活に密着した分野のデジタル化が進むことにより、個人のニーズに応じた最適なサービスが提供される豊かな国民生活の実現を目指しています。

また、DX推進に伴う行政手続のオンライン化として、マイナンバーカードを利用し、マイナポータルにおいて、ご自身の健康、医療、税、所得、口座情報、子ども・子育て等に関する情報が取得できますし、本市が提供している子育て、介護の電子申請等が利用できます。来年2月頃には転出届、転入予約が利用できる予定です。

新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式への対応を踏まえ、本市では、デジタル市役所の実現を図るため、本年4月1日に岩出市DX推進本部設置しました。誰でも利用しやすい行政サービスを提供することを目指し、DX推進に

取り組んでいます。

具体的には、来年秋頃をめどに、身近なコンビニで住民票等の各種証明書を取得できるよう整備を進めております。また、今後も市民の皆様の利便性を向上させるため、インターネットで公共施設の空き状況の確認や予約が行えるよう、行政手続のオンライン化を進めてまいります。

続いて、行政にとってのメリットとしましては、他市町村や関係機関との連携強化により、情報紹介や情報提供が迅速に行えるようになり、事務効率化が図られます。また、自治体情報システムの標準化、共通化においては、国の方針の下、令和7年度の利用開始を目指し、関係部署のDX推進委員会を中心に、既存の各システムとの機能変更等、調査を進めております。

自治体の業務システムが統一、標準化されれば、これまでシステム運用や更新にかけていた費用を削減することが可能となり、そのシステムを活用することで、より業務効率化が図られます。さらに、今後、行政のスリム化も視野に入れ、業務改革等により業務プロセス全体の見直し、自動化を行ってまいります。DX推進計画への取組は多岐にわたりますが、国のスケジュールに遅滞することなく、円滑に進めてまいります。

3点目のデジタル格差への対策についてです。

スマートフォン等を活用したサービスがますます増加する中、本市では多くの市民の方が利用されているラインを活用し、来年2月に岩出市公式ラインアカウントを開設し、分かりやすい操作で、誰でも簡単に必要な情報が取得できるよう努めてまいります。

なお、スマートフォンやインターネット自体をご利用にならない市民の方への情報提供につきましては、これまでどおり、防災行政無線や広報紙による周知を続けてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 マイナンバーカードの申請期限が12月末ということで、残された日数が少なくなり、特設会場に多くの方が訪れているのを目にします。市民にマイナンバーカードの有用性が認識されてきたと感じるところです。

ところで、初期の段階にカードを作った方が、私が作ったときは何の恩恵もなかった、早く作り過ぎたとぼやいておられるのを聞くことがあります。以前から取得されている方も、まだポイントをもっていない方は、今回のマイナポイント第2

弾の対象になっていると思いますが、その点についての周知はされているのでしょうか。また、特設会場では、マイナポイント申込支援コーナーでポイントがもらえることを教えてあげているのかをお聞きします。

そして最後に、DX推進に伴い、今後、マイナンバーカードで様々な行政サービスが利用できるようになってくるようですが、本市でのマイナンバーカードの交付率は、特設会場設置以降、どのようになっているのかをお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

理事。

○中場理事 奥田議員の再質問にお答えします。

マイナンバーカードを既に取得済みの方で、第1弾の最大5,000円分のポイントをまだお申込みのない方に対し、街頭啓発をはじめ敬老会や小中学生の保護者へ啓発チラシを配布するなど、周知を図っています。また、特設会場においても、その方の申込み状況を確認し、申込みの支援を行っております。

本市では、11月30日時点における住基人口に対する交付率は、マイナンバーカード特設会場開設前の4月30日時点の37.7%から13.1ポイント上昇し、50.8%となっています。

しかし、現在、国が交付税選定の指標の1つとして検討中であるマイナンバーカード交付率の全国平均53.9%には3.1ポイント届いておらず、まだマイナンバーカードをお持ちでない方に対し、それぞれ交付申請を促す必要があります。

本市としましては、引き続き特設会場におけるマイナンバーカードの申請サポート、マイナンバーカードの交付、マイナポイントの申込み支援を行うとともに、岩出市市民生活応援事業の実施を通じ、マイナンバーカードの普及促進に努めてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 3番目、住宅火災について質問いたします。

防火の瓦版によりますと、令和3年中の全国の火災件数は3万5,077件で、住宅火災は1万656件でした。火災による死者は1,400人で、住宅火災による死者は913人、うち65歳以上の高齢者は682人となり、令和2年に比べると1.6%増加したとい

うことです。

逃げ後れが亡くなった原因の半数を占め、次いで着衣着火となっております。出火原因では、たばこ、たき火、こんろ、放火（放火の疑いも含みます）、電気機器の順となっております。

消防庁の報道資料によりますと、住宅用火災警報器は、平成16年の消防法改正により設置が義務づけられ、全国の設置率は83.1%ということです。

そこでお伺いします。1点目、本市における過去3年間の住宅火災の数についてお聞きします。

2点目、次に、逃げ後れによる死亡例はありますか。

3点目として、火災警報器の設置状況についてお伺いします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 奥田議員、3番目のご質問、住宅火災についての1点目から3点目までを一括してお答えいたします。

住宅火災について、過去3年間における岩出市内の住宅火災件数は12件となっており、その内訳は、令和3年で2件、令和2年で4件、令和元年で6件となっております。

また、逃げ後れによる死亡例について、同じく過去3年間で申し上げますと、平成31年に1件、1名の貴い命が失われています。

次に、火災警報器設置状況でございますが、本市における住宅用火災警報器の設置率ですが、那賀消防組合職員による訪問調査（新築住宅を除きます）の結果で申し上げますと、令和元年の調査では35%、令和2年の調査では55%、令和3年の調査では設置率は52%ということであります。この設置率の調査方法といたしましては、毎年、岩出市内で調査対象となる大字を3地区ほど絞り、各地区それぞれ20件程度戸別訪問した件数のうち警報器が設置されていた件数を割合で求め、対象地区の平均値を設置率として算出しているものでございます。

住宅用火災警報器は、平成23年6月1日から全ての住宅に設置が義務づけられており、新築住宅については、平成18年6月1日から設置が義務づけられましたが、届出義務を課しておらず、また罰則規定がなく、個人の住宅の防火・防災対策は自助努力が原則であり、自己責任の範囲内となります。

しかしながら、市といたしましても、広く市民に対して住宅用火災警報器の普及啓発を実施するため、那賀消防組合をはじめ消防委員会、消防団、婦人防火クラブ

と綿密に協力し、火災発生ゼロを目指すとともに、住宅用火災警報器の性能、効果等を広く認識していただけるよう火災予防啓発に取り組んでまいります。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 住宅用火災警報器の設置状況については、令和元年は35%で、令和2年が55%、令和3年は52%とお答えいただきました。設置率が全国平均の83.1%に比べて低いのは、設置義務があることを知らない市民が多いのではないかと考えます。死者数、焼損床面積、損害額で見ると、火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べて、被害状況がおおむね半減しているというデータがあります。

自助努力、自己責任ではありますが、設置義務があり、火災が起きた場合、被害を抑制する効果があることを周知していただくとともに、設置後10年が経過すると、電池切れや本体の劣化によって火災時に作動しないおそれがあるとして、10年たったら取り替えることが推奨されておりますので、既に設置している住宅には、この点も周知する必要があると思いますが、本市の考えをお聞きします。

そして、もう1点、高齢者世帯や障害者世帯が設置をする場合、住宅火災警報器及び設置にかかる費用を補助する考えについてお聞きします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

まず、住宅用火災警報器の普及啓発ですが、市といたしましては、那賀消防組合と連携しながら、市広報紙やウェブサイトなどの広報媒体を活用して、市民に対し、警報器の設置、推進並びに警報器本体の取替え時期について周知等を図っているところでございます。

那賀消防組合では、市内で開催されるイベントにおいて啓発チラシを配布するほか、幼年消防クラブの園児を通じて各家庭に啓発チラシの配布を行ったり、市内の区自治会で件数の多い自治会をピックアップし、回覧板による普及啓発に協力いただけるよう自治会長に直接依頼し、普及啓発に取り組んでおられます。

また、那賀消防組合が発行する広報紙やウェブサイトにおいても、住宅用火災警報器を啓発するコーナーを設け、警報器の性能や効果等を広く認識していただけるよう周知啓発にも取り組んでおられるところです。

次に、高齢者世帯や障害者世帯に対する住宅用火災警報器の設置にかかる費用の

補助についてであります。先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、住宅用火災警報器の設置義務化は、罰則規定がなく、自己責任であるということから、住宅用火災警報器の購入設置にかかる補助金などは、自治体によって対応が異なります。

本市では、住宅用火災警報器の購入設置にかかる費用については、自己負担をお願いしているところであり、新たな補助金の創設は、既に設置をされている方々との不公平感が生まれることから、現在のところ、補助金の設置は考えてございません。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告4番目、6番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。6番、尾和正之でございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、今回、防災用備品（資機材）について、そして本市の独自政策について、この2つの点で一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

この1点目は、市民の不安から、大丈夫なの、喫緊の課題だよねといった声で上げさせていただいたことでもあります。私は、市民からの不安、指摘、疑問、またこれをやりたい、こうしてほしいといった声を市政に届けることで、一般質問において現状を把握し、きめ細やかな考察から提案することで、今後の取組や改善につながり、より市民の安心・安全で住民サービスの向上に向かうものと考えております。

それでは、まず初めに、防災用備品（資機材）について、4点お伺いします。

なぜ今回、防災用資機材について質問したかと申しますと、先日の10月23日曜日に行われた防災訓練での出来事です。今年度の防災訓練は、コロナ禍の観点から、各家庭や地域など中心に行われ、いま一度、防災について考え、地域の防災力を向上させる機会にしましょうというものです。

この日は、本市が推進する火災時の安否確認を迅速に行うための白いタオル運動や非常時の持ち出し品の準備確認、岩出市防災マニュアル、ハザードマップの確認など、家庭や地域でできる訓練と、岩出市堀口の市民プール跡地を利用した交通公園、防災公園での区自治会や自主防災組織の方々を対象に、機能紹介や活用方法に



ついでに訓練を実施したものであります。これに私も参加させていただきました。その中で、防災用資機材の説明や実施体験を行う際、市民の方からの疑問と私自身がある疑問が生じたので、これについて質問したいと思います。

それは、防災用備蓄品の紹介と段ボールベッドの組立て体験を行っているときであります。この段ボールベッドは、地面からの高さ30センチぐらい、縦・横180センチ、100センチぐらいの成人男性が1人用として寝れるサイズのものであります。組立て体験が終わったとき、職員の方から、交通公園には段ボールベッドの備蓄は90セットありますとの説明がありました。そのとき市民の方から言われたのが、90セットで足りるのというお声でした。もちろん私自身も、この地域避難場所、公園広場等で使用する個数と申していましたし、収容できる人数、岩出市防災マニュアルには収容人数1,160名の災害時の避難人数の見込みも把握していなかったもので、質問に対してお答えすることができませんでした。

この疑問は、私も同様に思ったことでもありますし、またその他に、備蓄品に関してもいろいろな疑問点を伺いました。その中で、防災に関しては、私のマニフェストの中に5つの思いから、防災の不断の見直しが必要と上げさせていただいていますので、喫緊の課題として取り上げさせていただきました。

今回の点で、本市の備蓄はどうなっているのか。総務部に防災用資機材一覧表を頂き、問合せさせていただきました。結論から申し上げますと、段ボールベッドは、岩出市内の全ての避難施設、避難所になく、交通公園の90セットのみということになります。被災時には、これを必要とするところに配送するそうです。そこで疑問が生じます。防災時には、誰もが被災者であり、発生初期の被災地においては激しい余震が続き、道路は各地で寸断され、陥没も目立ち、瓦礫、火災等で動ける状況ではないのでしょうか。また、これだけではなく、毛布に関して、交通公園の備蓄毛布、アルミブランケット、保温力の高いアルミバックはゼロ記載であります。また、その他にも疑問に思うところがあります。

この質問のテーマは、阪神・淡路大震災の発生以降、中越地震、東日本大震災をはじめ、各地で大規模な震災が起こっており、今後、近いうちに起こり得るであろう都市直下型地震や南海トラフ巨大地震など、発生が危惧される中、震災時の自然発生はいつ発生するか分からないもので、本市の被害を最小限に抑える義務が課せられている中、そのためには対策、方策が急務と考えているからです。

そして、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命及び財産を災害等から守る地域防災計画を現在随時見直し、第3次岩出市長期総合計画を将来を見据え

た持続可能な行財政運営の基本目標の1つである安全で安心して暮らせるまちづくりのための各種の施策が講じられているとっております。

現実問題として、地震等の災害が発生した場合、災害発生直後において、食料及び生活用品等の確保することは、災害発生初期の円滑な救済・救護活動を行う上で、極めて重要なこととなっております。

それでは質問です。1点目として、本市の現在の備蓄で十分なのか。配置場所と配置個数についてお答えください。

2点目として、災害発生時から3日間に最も重要とされる備蓄4項目、水、主食、毛布、トイレの備蓄に不備がないのか。一覧表には、水に関して、一時避難所（原則として、風水害等による比較的短期の避難を想定した避難所）が10か所と、そのうち7か所が併用している福祉避難所（障害をお持ちの方など、配慮を必要とする方の避難所）に水の備蓄がなく、避難施設（原則として、地震等による中長期の避難を想定した避難所）12か所にある1トン水槽もない現状に対策は必要と思うが、また、避難施設である市立体育館にも毛布がゼロ記載であることが見受けられました。それについて、またお答えください。

3点目として、福祉避難所の備蓄は避難者に対応できるのか。公民館にある7か所の福祉避難所には、トイレトーパー、ウェットティッシュ、大人用・子供用おむつもゼロ記載であります。

4点目として、備蓄倉庫の役割と備蓄の現状は、について。

この4点についてお答えください。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 尾和議員、1番目のご質問、防災用備品（資機材）についての1点目、現状の備蓄で十分なのか。配置場所と配置個数についてでございます。

災害用備蓄品については、平素から災害に備えて、各家庭において必要な避難用備蓄品を3日間程度準備いただくよう啓発を行っているところであり、その上で備蓄資機材の整備状況については、防災資機材として、毛布や簡易トイレをはじめとする78種類、総数10万点以上の資機材を市内小中学校や各地区公民館等において分散備蓄し、計画的に整備を進めているところです。

また、コロナ禍での避難所運営を想定して間仕切りパーティションを備蓄するなど、随時備蓄資材の内容の充実に努めております。備蓄食料につきましては、アルファ米や保存用備蓄パン等を約3万2,000食相当備蓄しており、防災資機材と同様、

市内小中学校や各地区公民館等において分散備蓄しております。

次に、2点目の重要とされる4項目、水、主食、毛布、トイレの備蓄に不備はないのかについてです。

市といたしましても、この4項目は避難生活の中で大変重要と考えており、重点的に整備をしているところがございます。特に災害時における水の確保については、本市では水をろ過して飲用可能な水にできる緊急浄水器を4台常備しており、また市民プールにも浄化装置を設置しております。また、災害用避難生活では、トイレの確保は大変重要と考えており、停電や断水等によって既設トイレが使用できない場合であっても使用することができるマンホールトイレの整備を進めており、マンホールトイレ設置の際に必要なテント等の資機材も併せて備蓄しております。

次に、3点目の福祉避難所の備蓄は避難者に対応できるのかについてです。

福祉避難所として指定しているあいあいセンター及び各地区公民館においては、救急箱や担架などを重点に配備しております。また、避難生活の負担軽減を図るため、段ボールベッドは堀口の交通公園において一括備蓄し、各避難所への搬入を想定するなど、引き続き多様化するニーズを研究し、備蓄資機材のさらなる内容の充実を図ってまいります。

4点目の備蓄倉庫の役割と備蓄の現状はについてです。

防災用備蓄倉庫は、市内小中学校を中心に、現在、14か所に整備しております。

防災用備蓄倉庫の役割としては、避難された方々がいち早く資機材等を使えるように、各避難所へ分散して資機材、食料等を保管することにより、災害初期においても確実に提供できる体制を整えるといった大きな役割を担っております。また、今年度中に完成予定である防災機能を備え東公園プール跡地の防災公園にも備蓄倉庫を併設し、地域の防災力の強化を図ってまいります。

○福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、再質問を行わせていただきます。2点について再質問を行います。

まず、一番に考える備蓄方法は、震災時、市全体が大きな被害を受けていることを想定し、あらかじめ分散して必要な物資を備蓄することとし、基本的に、避難所に備蓄倉庫を整備し、備蓄することが大切と考えています。備蓄に関して、より対応できるきめ細やかな体制が必要不可欠であると考えます。

そこで1点目の質問ですが、災害時にあっては、現時点での備蓄資機材で数量は

十分であるのか、お答えください。

2点目は、福祉避難所に避難してくる高齢者や障害者に対して、現在の備蓄資機材で十分対応できるのか、お答えください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、地域防災計画では、巨大地震が発生した場合の1日後の岩出市内の避難者数は約1,300人と想定されており、1日3食で、1日に約3,900食が必要となります。

避難者は徐々に増加することが予想されますが、市では約3万2,000食分相当を備蓄しており、3日程度の備蓄は備えられていると考えております。

また、避難所での避難が長期化した場合には、災害時における応援協定を締結している事業所などから食料等を調達するなど、災害時には対応することとしており、避難者に細かく対応できるよう、今後も引き続き備蓄資機材の充実を図ってまいります。

2点目についてです。福祉避難所について、要支援者の避難生活には特に配慮を要するため、資機材の確保のほか、人的支援も必要となります。備蓄資機材の確保等については、今後も危機管理室や地域福祉課、生活支援課の関係各課が連携を図り、避難所において、きめ細やかな対応ができるよう充実を図ってまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、次に本市の独自政策について、2点お伺いします。

令和4年12月議会、冒頭、市長の行政報告で、和歌山県知事選のことに触れられた一文、市長いわく、和歌山県知事選におきまして新たな知事が決まり、今後、県政も変化することと思われまますので、県政の動向に注視しながら、本市の市政運営を進めてまいりますと報告がありました。

今後の岩出市も県政の動向に注視し、連携しながら、より一層市民生活の施策に積極的に取り組み、岩出市政の発展に努めていくことを願います。

また、今回、数日後に知事になられる岸本周平氏も、本人のユーチューブ公式チャンネルにて、岩出市での集会を動画で発信しています。そのときの発言を抜粋さ

させていただきます。

岸本氏いわく、路地裏を回って1軒ずつ訪問してお話を聞くというのが、私のこれまでの17年間の原点であります。落選したときは、4年間丸々選挙がなかったから、4年間は結構な時間でした。本当に地べたをはって勉強になることがたくさんありました。分からなかったことが本当に見えてきた4年間で、そのときの4年間があったから、5期13年勝てたんだなと思っています。

和歌山県というものは、あってないようなものなんです。そうでしょう。和歌山県って見たことないでしょう。あるのは岩出市なんです。かつらぎ町もそうです。現実にあります。つまり和歌山県っていうのは、30市町村の集合体なんです。だから、そこに住む皆さんが、お一人お一人が元気でないと、岩出市の皆さんが元気があって初めて和歌山県が元気になるんです。

チーム岩出でつくったアイデアを上げてきてもらったら、私はそれを応援したいんです。岩出市の皆さんが、これやりたい、こうしてほしいということをチーム岩出でつくったら、それを応援する。そしたら、私、応援団長になりたいし、もっと言うと、チーム岩出の仲間に入れてほしい。チーム岩出のメンバーにしてほしいんです。これらの発言は、これからの岩出市の住民サービス向上の未来しか見えないと感じております。

それでは、質問させていただきます。これまでの本市の独自政策について、また評価と結果もお答えください。今回は、総務部、事業部、上下水道局の独自政策についてお答えください。

2点目は、今後、少子化で令和7年から住民減少の傾向に推計される中で、市民の皆さんが住んでよかったと思えるまちづくりに必要になってくる今後の本市で取り組む独自政策についてもお答えください。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 尾和議員ご質問の2番目の1点目にお答えいたします。

総務部といたしましては、公共交通の面では、交通弱者の日常生活の移動手段の確保として、岩出市巡回バス、岩出市と紀の川市の広域圏内の移動手段として紀の川コミュニティバス、また大阪方面への通勤・通学などの交通手段を確保し、若者の定住を促進するため大阪方面路線バスの運行を行っております。

次に、防災の面では、逃げ後れをなくすため、市民、地域の防災意識と初動体制の強化を図り、一人でも多くの市民が関心を持ち、参加することができるよう、地

域防災訓練を実施しております。

また、大規模災害発生時における市民の緊急避難場所や自衛隊等の活動支援拠点となる施設として堀口プール跡地及び東公園プール跡地を整備し、平常時には市民の憩いの場として、災害時には生命と身体を守る一時避難所、また災害支援活動の拠点として機能する防災公園の整備を行っております。

また、高齢者による交通事故防止対策として、65歳以上の方を対象としたときめき交通大学、中学生の自転車の運転マナー向上と交通事故をなくすため、交通少年団育成事業を実施しております。

評価と結果につきましては、これらの事業の実施により「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現につながるものと考えております。

○福山議長 事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の2番目、本市の独自政策についてに一括してお答えいたします。

事業部では、まちの将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現のため、まちづくりに取り組んでいます。土木課では、住んでよかった思えるまちづくり、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、道路、水路、農業施設のほか、防災対策など、まちのインフラ整備を進めています。京奈和自動車道紀北西道路の開通、県道泉佐野岩出線の4車線化完了や新しい岩出橋の開通など、幹線道路の整備を国や県と連携して進めるとともに、市道相谷中島線、市道野上野清水線、市道安上中島線、市道根来安上線など、市内を南北に走る主要幹線道路の整備を進め、市内道路網の形成に取り組んできました。

現在、土木課では、土地の有効利用と沿線地域の活性化、防災を視野に入れた災害時の安全・安心と緊急時の車両通行の円滑化、日常生活の利便性向上と安全な通学路の確保を目的として、市の重点事業であります生活道路の環状化を目標に、市道金屋荊本線の整備に取り組んでいるところであり、これを軸として、周辺道路網の整備を図り、さらなるまちの活力を誘導してまいります。

また、防災では、浸水対策として、国事業の紀の川の堆積土砂除去、樹木伐採や国営総合農地防災事業、県事業の住吉川、根来川の河川改修など、国、県と連携した取組をはじめ、近年の異常気象による局地的な集中豪雨等に対し、県道泉佐野岩出線での大町排水路バイパス工事や山崎排水ポンプの設置を実施するなど、浸水被害の解消軽減に取り組んでいます。今後も各関係機関と連携し、効率的、効果的に市内の浸水対策事業に取り組めます。

都市計画課では、住んでよかったと思えるまちづくりを目指し、都市計画や公園整備、住宅耐震化などに取り組んでいます。近年、岩出市においても空き家問題が散見され、空き家等対策として、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、不適切な管理の空き家等に対し、指導、助言による通知や訪問を行ってきました。

また、ここ数年では、市民からの相談、苦情に対して、現地調査、聞き取りや給水データによる未利用物件の調査を行い、対応を進めているところです。

今後、問題が深刻化する前に先手を打ち、対応を進めるため、空家等対策事業に重点を置き、令和5年度に向け、空き家等の再流通と建物の除却をテーマとした新たな取組を計画し、進めているところです。

また、防災・減災対策として、地震災害から市民の生命、身体及び財産を守ることを目的に、住宅耐震化促進事業を実施し、平成16年度から令和3年度末にかけ、108件の住宅耐震化補助を実施しています。今後も引き続き、市民の住宅耐震の関心を高め、1軒でも多くの耐震化が達成できるよう、制度の積極的な周知、広報に取り組めます。

産業振興課においては、「にぎわいと輝きのあるまちづくり」を目指し、産業施策、観光振興などに取り組んでいます。平成26年度からは来るべく少子高齢化、人口減少に備え、交流人口の増加と地域の活性化を目的として、根来寺を中心とした観光振興に注力してきました。

道の駅ねごろ歴史の丘の整備をはじめ、旧和歌山県会議事堂（一乗閣）やねごろ歴史資料館、根来寺遺跡展示施設など、施設整備、国宝大塔や重要文化財大師堂に加え、旧県会議事堂や根来寺6棟の重要文化財指定などを活用し、観光振興を図り、平成26年に79万6,955人であった観光客数が、令和元年度では171万9,633人と大きく増加し、一通りの成果を見せたところです。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和3年度では120万2,186人まで落ち込みましたが、このところ回復の兆しが見えてきたところです。

今後もアフターコロナを見据え、岩出市民の大きな財産である根来寺周辺の歴史文化、地域資源を活用し、観光地としての知名度向上を図り、まちのにぎわいと輝きに向けて取り組めます。

○福山議長 上下水道局長。

○黒井上下水道局長 尾和議員ご質問の2番目、本市の独自政策についてに一括してお答えいたします。

上下水道局では、住んでよかったと思えるまちづくりの実現に向け、上下水道の

整備を実施しております。

水道事業では、平成27年度に岩出市水道事業ビジョンを策定するとともに、平成28年度に岩出市水道事業アセットマネジメント計画を策定し、災害に強い安全・安心な上水道の構築に向け、上水道施設の増強や耐震化等の事業を進めております。

特に、送水管については、耐震化を含めた老朽改善により、供給地区ごとの需要バランスの適正化に対応するため、令和4年度から令和13年度にかけ、優先的に整備に取り組んでいるところであり、より安定した飲料水の供給に努めてまいります。

次に、下水道事業では、快適な市民生活の実現や紀の川等の公共用水域の水質保全を図るため、計画面積1,420ヘクタールに対し、令和12年度の整備完了に向け、計画的に公共下水道の整備を進めております。令和4年11月末時点の下水道普及率は55.2%となっており、今後とも事業の平準化を図りながら、効率的、効果的な整備と普及に取り組んでまいります。

○福山議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 尾和議員ご質問の2点目についてお答えいたします。

現在、本市のまちづくりの指針である第3次岩出市長期総合計画に基づき、市の将来像「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、市民、地域との対話と協調の下、4つのまちづくり大綱を柱に、各分野における施策を進めるとともに、深刻化する人口問題に対し、岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略との政策連携を図りながら、市民皆さんが住んでよかったと思えるまちづくりに取り組んでいるところであります。

引き続き、今後も第3次岩出市長期総合計画に基づき、地方創生に向けた効果的な施策に取り組み、まちの活性化を図ってまいります。また、各政策を進めていくためには、持続可能な市政を心がけ、財政の健全化を損なわないよう財政運営に努めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、再質問に関して1点お答えください。

前文で岸本氏が発言した内容は、実現すると期待しています。重みのある発言と認識しています。

岩出市の市民が、これがやりたい、こうしてほしいということ、チーム岩出でつくったらそれを応援する。そしたら、私、応援団長になりたいんですという、チーム岩出の仲間に入れてほしい。チーム岩出のメンバーに入れてほしい。やりたい政



策やこうしてほしい計画は、パブリックコメントを実施することで、独自政策を前に進めるものと考えています。

知事もチーム岩出のメンバーとして参加していただけるパブリックコメントの実施も、実現的な独自政策につながると考えますが、今後、最後に本市の見解をお聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、市といたしましては、これまでも岩出市パブリックコメント手続要綱に基づき、市の重要な計画、方針等の素案を広く市民に公表し、市民から意見や情報を求めることにより、提出された意見等を考慮しながら、市の意思決定を行うことができることから、アンケート調査などのほかの市民生活の手法と同様に、市政運営において、市民の意見を反映させる重要な手段として行っております。

今後につきましても、パブリックコメントは大変重要なものと考えてございます。

またメンバーに新知事をとのことですが、これにつきましても、これまでも岩出市地域公共交通協議会などにおきまして、和歌山県の代表の方をメンバーとし、ご意見をいただいておりますことから、今後も県の意見も必要な場合には、メンバー等入っていただきたいと考えてございます。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、尾和正之議員の2番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時38分)

再開 (13時13分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告5番目、14番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 14番、増田浩二。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今回の質問は、根来小学校通学路における改善対策、ため池の保全と改修について、ごみの出し方とごみ減量化について質問を行います。当局の誠意ある答弁を求めるものです。

まず、根来小学校の通学路の改善対策についてお聞きします。

根来小学校は、令和4年5月1日で448名が通っています。現在、岩出市において開発も進んでおり、根来小学校東側などにおいても宅地開発が進んでおり、小学校としても通学路において新たな安全施策も求められてきている、こういう状況だと考えます。

現在、根来小学校前から旧県道泉佐野岩出線合流部までの区間は、合流部から30メートル地点から北には朝7時から9時までは通行禁止となっています。しかしながら、旧県道から通行する車が多々あります。知らずに通行し、パトロールも行われている場合には違反キップを切られている車を見かける場合があります。この地点は、根来小学校に通う子供たちが安心して通学できるようにとの保護者の願い、根来小学校としての安全対策向上のためにも、通行禁止の時間帯が設けられてきているものです。

今回の質問は、子供たちがより安心して通学できるための質問です。

まず1点目として、市当局に、今の現状について市の見解をお聞きします。

2点目として、子供たちが安心して通学できる改善策については、どのような改善が求められているのか、お聞きをします。

3点目は、通行における表示板を現在の通行禁止から進入禁止の看板への変更を岩出警察に要望していただきたいのです。

参考資料としてお配りをしているものを見ていただきたいのですが、現在、那賀高校南から岩出駅方面は、朝7時から9時までは進入禁止の看板がつけられています。また、大宮交差点の南詰についても、7時から9時まで進入禁止の看板がつけられています。この進入禁止の看板は、遠くから一目見てもよく分かり、車の運転手も気がつきます。大宮交差点南詰の看板は、大宮交差点の交差点からでも見える状況なのです。

旧泉佐野岩出線合流部の写真を見ていただきたいんですが、執行部の皆さん、どう感じますか。この先、30メートルから先は通行禁止、朝7時から9時まで進入禁止と気づける人は、通行する車で少数の方しかないのではないのでしょうか。

私は、この分岐点から30メートルのところにある表示板、この上の右側の3枚の写真の一番右、この看板を進入禁止の看板に変えていただいて、通行する車に目立

つようにして、気がつくように、岩出警察に働きかけていただきたいと思います。

また、下の根来小学校分岐点、ここにある看板も同様に、合流地点から小学校のほうには7時から9時までには行けませんと、目につくように、この地点の看板も変えていただけるよう働きかけていただきたいと思いますと考えものなのですが、市の対応をお聞きをします。

4点目については、旧泉佐野線からよく見えるためのものです。今の3点目に含んで質問をしました。子供たちがより安全に通学できるよう改善を求めて質問をします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 増田議員の1番目のご質問に一括してお答えいたします。

岩出警察署に問い合わせたところ、本道路の通行規制については、県道粉河加太線根来小学校前交差点からの南進と市道根来川尻線と市道根来森1号線の交差点からの北進は、昭和49年10月から午前7時から午前9時までの間、自転車を除く車両通行止めとなっております。現在は、土曜、日曜、休日を除く午前7時から午前9時までの間、自転車を除く車両通行止めとなっております。

市道根来川尻線と市道根来森1号線の交差点、おく耳鼻咽喉科前付近には、議員ご指摘のとおり、北進車に対し、30メートル先より時間帯の車両通行止めの規制予告標識が設置されております。本道路は根来小学校児童の通学路として、近隣住民の皆様方にはご理解をいただいているところでございます。

また、教職員については、岩出警察署から通行許可証を発行していただき、通勤道路として利用しております。根来小学校に確認しましたところ、雨の日などの車による送迎があるとのことで、近隣住民の方々からも、岩出警察署を通じて学校に連絡があるということでもあります。学校が岩出警察署と相談した結果、小学校から保護者を対象に啓発していただきたいと思いますとの要請があったことから、学校周辺の車両通行止め区域についてというチラシを作成し、配布しております。

また、道路標識について、岩出警察署に確認しましたが、今の標識は変えられないとのことであります。道路表示についても、規制に関する表示は警察側の判断となりますので、朝の時間帯のパトロール及び取締りについて強化していただく旨、要望したところであります。

いずれにいたしましても、大人の交通モラルの問題ではありますが、事故が起こってからでは遅いと考えますので、教育委員会といたしましては、道路形態も含めて

の改善を図り、より安全な通学路となるよう、岩出警察署、根来小学校及び市役所担当課と連携して、交通事故防止と交通モラルの向上に努めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、看板については変えられないんだというようなことを言われました。

変えられない理由というのは、警察として、今の通行禁止と進入禁止ということなのですが、中身は、要するに車が通行できませんよという中身なのですが、なぜ通行禁止と進入禁止という、その違いで、看板が同じ中身なのに変えられないという、この理由について警察はどのように言われていたのでしょうか。この点、再度お聞きをしたいと思うんです。

変えられないというよりも、むしろ同じような中身なのに、通ったら駄目ですよという、そういう部分と入ってはいけませんという、その違いは同じ中身なのに、変えられないというのが、ちょっと私よく分からないんです。実際には、やっぱり那賀高校のあそこなんかは、ほんまに那賀高校のときもそうやし、先ほど大宮の交差点なんかもそうなんやけども、やはり入ったら駄目ですよと、進入しては駄目ですよというのは、やっぱり一目瞭然でよく分かるんですね。

だけど、今のままやったら、いつまでたっても、先ほどでは保護者も話されたんやけども、保護者以外の方が、同じ9時という部分の中に入っていくという方なんかも、保護者以外の方なんかもやっぱりあるんですよ。分からんと、よそから来た場合なんかもそうなんやけど、だから、そういう点でいうたら、保護者だけでなく、やはりみんながやっぱり分かるような形で、何らかの改善というのはもっと分かりやすいような内容を取っていただけないのかなというふうに思うので、先ほど言われた看板自身、変えられないというこの理由だけ、再度お聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

看板が変えられない理由ということでございます。ちょっと私も資料を持っております。白黒で申し訳ないんですけど、増田議員のおっしゃっている、これに変えるということをおっしゃっているということ、この看板の意味ですけども、これは車両が一定の方向に進入禁止するものということで、主に一方通行の道路、この出口に設置されるものでございます。こっち側からは入れませんが、向こうからは入

れると。ただし、今のあそこの場面には、ついている看板、こちら、これも白黒で申し訳ございません。こちらになるんですけども、これにつきましては、車両の通行、例外なく全方向で禁止する標識となつてございますので、警察の言うとおりに、看板は変えられないと、この理由になつてございます。

○福山議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 それと改めてお聞きをしたんですけども、今、先ほども言うんですけども、参考にこの部分で、那賀高校と大宮の交差点の南詰ありますやんか、ここが、じゃあ逆に言うと、なぜこの標識がつけられているのか。これは警察のほうにお聞きになられたんでしょうか。この理由について、少しちょっと再度お聞きをしたいと思います。できたら、こういうふうにつけていただきたいなというふうに思うんで。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただいたとおり、もう一度示させていただいて、こちら、この看板、これにつきましては、車両が一定の方向に進入することを禁止するものということで、先ほど申し上げたとおり、一方通行の道路、この出口に設置されると。もう一つの看板、こちらの看板、この看板につきましては、全方向、車両の通行、例外なく全方向で禁止するものとなつてございます。

標識につきましては、その道路の通行の安全性のため設置されてございます。通行の制限や条件を表してございます。運転される方々は、標識を守ることが義務でございますので、安全な通行をお願いしたいと思います。

○福山議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 次の質問は、ため池の保全と改修についてお聞きをします。

ため池は、田畑の稲作をはじめとした貴重な水資源の確保や台風などにおける洪水防止など、防災面でも貴重な役割を果たしています。岩出市においても、山間部をはじめ、多数の池が存在しています。そして、岩出市における伝説としては、住持池の伝説も生まれてきています。今、高齢化が進む中で、ため池の管理面や防災面で危惧する声を聞きます。以下、4つの点を質問をします。

まず、岩出市においてため池数は幾つあるのかと。管理運営の点から見て、この

うち市管理のため池数、これが幾つあるのか。また、地域管理のため池数は幾つあるのか、まず最初にお聞きします。

2点目は、この間、岩出市としても、ため池の漏水調査や危険ため池の点検なども行われ、住持池の改修をはじめとした様々な改修も進められてきました。今後におけるため池の改修計画や点検など、岩出市における年次計画、今後の取組をどう進めていくのか、お聞きをします。

3点目は、高齢化により地域における維持管理が難しくなっているんだと、こういう声も聞きますが、市としての今後の取組と考え方、これをお聞きします。

4点目は、地域の皆さんから市に対して、維持管理が難しくなってきたんだと。市として何らかの支援を行ってもらえないのかなど、市に対して支援を求めてきた場合、どのように対応しているのか、この4点をお聞きをします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員ご質問の2番目、ため池の保全と改修についてにお答えいたします。

まず1点目、岩出市のため池数と市管理のため池数、地域管理のため池数は、についてですが、令和4年4月1日現在、岩出市のため池総数は38か所で、そのうち市管理のため池は3か所、地域管理のため池は35か所です。

次に2点目、危険ため池の改修における年次計画は、についてですが、平成4年以降に改修したため池は16か所で、そのうち4か所は、平成24年度に県が策定した、ため池改修加速化計画により改修済みとなってございます。また、同計画内で根来地区の丹生池と桃坂新池の残り2か所が改修を必要とされており、丹生池については令和6年度、桃坂新池は令和7年度完了に向け、事業を進めています。なお、本事業で、ため池改修加速化計画により計画した全てのため池の改修工事が完了となります。

次に3点目、高齢化により地域における維持管理が難しくなっているが、市としての今後の取組は、についてですが、ため池は、農地に用水を安定的に供給するという農業に欠かせない役割を果たすとともに、洪水調節、土砂流出の防止、生態系の保全など、多面的な機能を有しており、地域の重要な資源として活用されています。今後、担い手農家の高齢化や減少が予測されますが、引き続きため池が持つ多面的機能の維持、発揮の観点から、ため池管理者に対し、地域と連携した草刈りや点検、また大雨前の水位調整など、日常的な維持管理をお願いします。

次に4点目、地域から市に対して維持管理に対する支援を求めてきた場合、どのように対応しているのかについてですが、国の補助制度であります多面的機能支払交付金を活用し、ため池の軽微な補修や景観形成の活動など、ため池の維持管理に取り組むための活動費の支援を提案してございます。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今も言われていましたが、市自身も今後高齢化という、そういう部分なんか直面しているんだという、そういうことでした。そんな中で、実際に今後高齢化という部分なんか含めて、維持というのが、やっぱりなかなか難しくなってくるというのが現状だと思うんです。

そんな中で、基本的には、先ほど市の管理は3つあるんだということを言われました。要するに、市の管理という、市の管理している、これは市のもんだという、その一定の基準というんですかね、それはどのような基準というような形で、市の所有という基準になっているのかという点、この点をお聞きしたいのと、あと、先ほども、この間、改修を行ってきたんだということなんですけど、改修なんかを行う場合、市の所有であれ、地域所有のため池であれ、近隣の人たちに対して、改修を行うというような場合のお知らせというんですかね、そういう部分という点なんかについては、市としてどんな対応を取っているのか、この点、再度お聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再質問にお答えします。

市管理のため池3池あるんですけども、基準ということで、所有者が市ということでございます。それと、改修する場合の周知というのは、工事着工前に隣接のほうに工事のお知らせというのをしてございます。池の管理者については、池の改修の段階で、池の所有者と協議の上、こういう改修しますという説明は随時してございます。

○福山議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 全部で岩出市の中で38あって、市が3つ、あと残りの35が地域の所有だということなんですけど、実際、こういう地域の部分で、一番最初に聞いたんやけども、市がもっと何らかの援助なんかしてもらえないのかというような話というのは、

市に対してどれぐらい来ているもんなんでしょう。悩みというのかな、相談というんか、そういうのはどのぐらいの現状になってきているんでしょうか。この点だけ、最後にちょっとお聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再々質問にお答えいたします。

ただいまご相談を受けている池につきましては、相谷で3池、それと根来地区で1つの池でございます。

○福山議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 3点目の質問は、ごみの出し方の啓発とごみの減量化です。

プラスチックごみについては、資源ごみですね、資源ごみについて、透明の赤文字の袋が使われています。ごみの分別において重要な役割を果たしています。しかし、市内のあちらこちらで分別がきちんとされないで、ごみステーションなどに収集されないで残されていることを見かけます。残されたものは、最終的には自治会長さんか当番の方が処理をしなければならず、あつれきが生じる、こういうことになっています。

岩出市は、転入・転出が1年間で1,800人前後あり、新たに転入されてこられる方も本当に多い都市です。転入時には、住民課の窓口においてごみ収集に対する冊子も配られていますが、細部にわたって説明するという事は難しい状況があると考えます。残されているごみですね、残されている場合、粗大ごみ扱いになっているものが一緒に混入されて残されている、そういうものが多いように思います。こういう点では、啓発活動の強化が求められると考えます。

啓発面においては、市としてどのような対応を取っておられるのでしょうか。また、広報活動においては、年間でどれぐらいの啓発を行っているのか。収集面で残されない対応面や改善の在り方についてお聞きをします。

次に、ごみの減量化が求められる中で、今年度のごみ減量化の取組と実績はどのような状況となってきたのでしょうか。現状と実績についてお聞きをします。

最後に、企業系ごみについてお聞きをします。

以前から企業系のごみが急増してきている、こういう実態があります。この間、当局においても企業系のごみを減らしていくために、企業への立入検査やごみ質の



調査、企業への指導なども行われてきています。この点から、企業系ごみの減量化を進める上で、数値的には減量効果はどのような指数となってきたのか。効果はどう現れてきていると認識をされているのか、お聞きをします。

また、排出量の多い企業も数多くなってきましたが、市として、どのような指導と援助などの対応を取っているのかを最後にお聞きをします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 増田議員の3番目のごみの出し方の啓発とごみの減量化についての1点目と2点目を一括してお答えします。

その他のプラスチックをはじめ、資源ごみについては、粗大ごみなどの混在により、正しく分別がされていない場合は、中身が分別できていませんや仕分けされていませんなどのシールを貼付の上、集積所に残して改善を促しています。このような不適切なごみの出し方がなくなるよう、市では毎月の広報紙による啓発や市ウェブサイトへの掲載に加え、本年6月にごみの分け方、出し方のチラシを全戸配布いたしました。

また、転入や転居の際には、生活環境課において、ごみの分け方・出し方の分別冊子を配布するとともに、収集日や出し方についての注意事項の説明を行い、周知に努めているところです。

なお、今年度はコロナ禍により開催を見合わせていました家庭系可燃ごみ袋実態調査見学会についても、感染状況を見ながら、年明けに、3年ぶりの開催に向け準備を進めているところです。引き続き正しいごみの分け方・出し方について、周知啓発に取り組んでまいります。

次に、3点目のごみの減量化に対する今年度の取組と実績はについてお答えします。

今年度の取組については、さきに申し上げたとおり、家庭系可燃ごみ袋実態調査見学会の開催に向け準備を進めているほか、市文化祭では、リサイクル工房展示販売や生ごみ処理容器や電動式生ごみ処理機の展示を行い、啓発に取り組んでいるところです。また、ごみの減量化の実績については、総ごみ搬出量、1人1日当たりで、昨年11月末と本年11月末時点を比較しますと、35.69グラム、3.6%の減量となっています。

4点目の企業系ごみの減量化についてお答えします。

事業系ごみについては、これまでもお答えしているとおおり、経済活動を伴うもの

であり、それぞれの事業所の現状に応じた減量対策が必要であると考えています。

これまで新型コロナウイルス感染症防止の観点から、訪問指導を控えていましたが、今後は各事業所の実態に応じたごみの減量化対策が進められるよう、訪問指導を行ってまいります。

なお、これまでごみの減量化対策の取組による検証から、より効果的な成果が得られるようテーマを設けた強化月間を制定するなど、ごみの減量化、資源化について、目標に応じて発信できるよう努めてまいります。

主に事業系ごみの減量実績、1人1日当たりの昨年11月末と本年11月末時点の比較をいたしますと、1.43グラムの微増ということでございます。以上です。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 3点ほど再度お聞きをします。

先ほど、チラシなんかも、今年度、新たに配られたということなんです。ただ、先ほども言ったように、岩出市の場合、やっぱり転入・転出というのは多いんですよ。そういう点でいうと1回というだけじゃなしに、やはりこれだけ出入りが多いんですから、そういうチラシなんかも年に1回というんじゃないしに、何回か、やっぱり出されるという、そういう工夫なんかも要るのかなというふうにも思うんです。

そういう点では、こういったチラシというのは、今後、大体、年に何回ぐらい出すような形で対応されていくのかという点、これが1点と、もう一つは、資源ごみですね、以前、生ごみの収集で使っていた半透明に黒の文字で、以前の生ごみ用の袋というのが出されているというときも、たまにやっぱり見かけるんですね。実は、私の家も、この間、思わぬところから何枚も旧の生ごみの袋が出てきたという、そういうこともあるんです。だから、そういう点でいうたら、以前の袋は資源ごみでしか出せませんという、そういうのも改めて知らせていくということも、やっぱりちょっと考えてみてはどうなのかなというふうにも思うんです。だから、そういう点で、旧の生ごみの袋の扱いの点について、その辺ちょっと当局も何らかそのこと考えていただければなというふうにも思うところがあるんです。

もう1点は、企業系ごみなんです。この間、新しく、この近くのフォレストモールというものもできました。そして、今度ケーズデンキですか、ケーズデンキも来年春にオープンという、そういう幕なんかも貼っているという、そういう状況も生まれてきています。こういうような大型店舗に対しては、その都度、ごみの減量化

という部分については、オープンするというのかな、そういう方との協議というんですかね、そういうのはどのようにされているのか、大手企業関係者との減量化という部分における協議について、市としてのどのような対応の仕方をしているのか、この点、再度お聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活環境課長。

○牧野生活環境課長 増田議員の再質問にお答えします。

まず1点目、チラシの全戸配布、転入者が多いということで、何回ぐらい、あと年間するのかということについてでございますが、チラシにつきましては、今年度、全戸配布を行っているところでありますので、毎年1回というふうな定期的なものとは考えておりません。

しかしながら、転入が多いということで、転出入の生活環境課窓口におきましては、分別冊子の配布と併せて口頭により、こういうごみの出し方をしては置けませんというのを丁寧に説明して、啓発に努めているところでございます。

2点目の旧のごみ袋、可燃ごみ袋についての啓発という部分につきましては、資源ごみとして利用できますけども、可燃ごみ袋としては利用できません。現行の有料指定可燃ごみ袋を利用させていただくというふうに啓発のほうしてございます。

なお、市民への啓発につきましては、電話等がある場合は丁寧に対応してございます。ただ、現行の制度となってから既に10年が経過していることから、各家庭の旧のごみ袋の在庫が少ないというふうに推測されるために、新たな啓発は考えておりませんが、電話等の問合せがあれば、丁寧に説明のほう説明させていただきます。

3点目の事業系ごみにつきましては、議員の言うとおり、フォレストモール、この秋にオープンいたしましたので、できるだけ早い時期に訪問して、減量に対する訪問指導を行っていきたいと考えております。協議の部分につきましては、協議届出書が出た場合には、ごみの再資源化の減量化の利用というところに、ごみの減量化を徹底していくという旨の表示がなされておりますので、特に協議のほうはしておりません。

ただ、開店して間もない間に、年明けに訪問して指導できるよう日程調整のほう進めてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

通告6番目、13番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員 13番、市來利恵です。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、子供の医療費の無料化実施をです。

これまで何度も取り上げてきた質問です。そこには市民の願い、要望の声があるからです。なぜ岩出市は無料化にならないのか、無料にしてほしいという声。岩出市に引っ越してきて無料化じゃないことにびっくり、ショック、ほかの自治体はやっているのに無料化にしてください、こうした市民の声を聞くたび胸が痛くなります。今、市民の声に応える姿勢が問われているのではないのでしょうか。

7人に1人の子供が貧困ラインを下回る状況に加え、物価高や子供や保護者の生活、仕事、家計、心身に大きな影響を与えています。子育てに関わる費用面、物価高騰による支援から子供医療費の無料化を求める質問、前回行いましたが、市長の答弁は、これまでどおりの制度を続けるということでした。いま一度、この問題に向き合っていたきたいと思います。

厚労省によると、2009年4月1日時点で、高校卒業までの医療費助成をしていた市町村は、通院で2自治体、0.1%でした。当時最も多かったのは、就学前までで54%、1,800市町村のうち980市町村でした。それから12年後となる2021年4月1日現在の実施状況を厚労省が調査を行い、今年9月16日に結果が発表されております。

それによると、全1,741市町村のうち、通院で高校卒業までが817市町村、約47%、中学校卒業までが832市町村、約48%、このほか20歳年度末が3自治体、22歳年度末が2自治体へと増加しています。

中学校卒業以上を助成する市町村は、全体の約95%を占めるまで前進をしています。18歳まで助成をしている自治体は817、そのうち自己負担がない自治体は582自治体あります。岩出市と同じ15歳まで助成している自治体は832自治体、そのうち自己負担なしは531自治体あります。半数以上が、今、無料化を行っています。

厚労省の資料を見ると、当然、地域差があることも分かり、国が制度化を行わず、各都道府県をはじめ、地方自治体の努力によって成り立っている制度だと改めて感じるとともに、早期国の制度化を求めるものです。

都道府県の実施状況は、和歌山県は就学前までの助成にとどまっており、このこ

とから考えると、県内の市町村は15歳から18歳までの助成を行い、岩出市を除き、無料化が実施していること、これ県外の状況と比べても進んでいると言えます。

全国で広がる子供の医療費の無料化、子育て支援策に必ずつながります。県内で唯一無料化となっていない岩出市、子育てしやすいまちへと、この実施を行い、かじを切るべきです。市長の実施の判断を求めます。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員ご質問の1番目、子供医療費の無料化実施についてお答えをいたします。

本市における子供医療費助成制度につきましては、これまで議会において何度か説明しておりますが、段階的に無料化の対象年齢を拡充するとともに、現物給付化に取り組んでまいりました。市においては限られた財源の中で、子育て支援施策をはじめとする様々な福祉施策として、健康づくりの推進、地域福祉の充実、高齢者福祉・障害者福祉の充実、良好な生活環境の確保等、あらゆる世代に対してバランスの取れた福祉施策を実施していくことなどを総合的に勘案し、現行の助成制度で推進してまいります。

また、隣の大阪府、例えば、大阪府においては43市町村中、43市町村で100%、奈良県においては39市町村中、28市町村で71.8%の市町村が自己負担を設けております。先ほど市来議員が全体的なお話をされてましたが、近隣の市町村もそういうことであります。

子供の助成制度は、市町村間で無料化を競わせるような制度ではなく、本来、少子化対策として、国において全国統一的に実施されるべきものと考えておりますので、これまで国に対して強く求めてまいりましたが、今後も国や県に対して、引き続き要望していくとともに、国、県の動向に注視してまいりたいと思っております。

○福山議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 残念なことに、現行制度で行くということを言われました。そして、市長が出されたのが、大阪府の状況と奈良の状況をおっしゃって、近隣の自治体では自己負担を取っていると。私は、先ほど言ったように、和歌山県は就学前までの助成でありながら、県内の市町村では、岩出市を除き無料化している。ここにやっぱりしっかりと目を向けていただき、岩出市で取り組む、この姿勢が大事だと思うんです。

全国ばらばらであってはならないから、国がやらなければならないというふうに、市長おっしゃった。ところが、国会のこども家庭庁設置法案の審議の中で、岸田首相は、子供医療費の無償化について答えている言葉があります。各自治体に検討していただくことがふさわしいと、国の責任を放棄するかのように答えております。

このような中、国の制度化は期待できないのではないか。私は国の制度化を待つのではなく、来年度からでも十分に実施できる財源はあります。それは前回、前々回、ずっと質問の中で明らかにしてきたのは、あと2,000万円で中学校卒業までの無償化はできるというふうに執行部はおっしゃった。この財源がないわけではない。

私は国の制度化を待つことなく、実施の行う方向にぜひ向いていただきたいと再度答弁を求めたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 繰り返しますが、先ほど申し上げたとおりでございます。十分、今後とも検討してまいりたいと思っております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 2つ目の質問は、健康寿命延伸のための取組についてです。

皆さんは、10秒間片足立ちができるでしょうか。中年から中高年の人は、片足で10秒立つことができないと、10年以内に何らかの原因による死亡するリスクが、ほぼ2倍に上昇するおそれがあると言われております。これ、イギリスの大学などの研究で明らかになりました。ぜひ時間があるときに試していただき、自分の体と向き合っていただく機会にさせていただきたい。そのときには転倒防止のために、壁が近くにあることをお薦めいたします。

このように健康への意識というのは、ちょっとした身近な問題、これを耳にした、聞くことによって意識が高まってまいります。2000年に、WHO（世界保健機関）が健康寿命を提唱して以来、寿命を延ばすだけでなく、いかに健康に生活できる期間を延ばすかに関心が高まっております。

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。日本人の平均寿命は、10年前に比べて約1年、日常生活に制限のない期

間を表す健康寿命は約2年延びています。

日本人は健康寿命に向かっていっているように見えますが、将来の健康状態が懸念される生活習慣病等の課題も見えてきます。健康寿命を延ばすことは、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減も期待できます。市民の意識の向上を図るための対策、健康を維持できるような取組は、今後必須ではないでしょうか。

資料1を見ていただきたいと思います。

この表は、令和4年版高齢社会白書から用いたものです。介護保険制度における要介護、または要支援の認定を受けた人は、令和元年度で655.8万人、平成21年度では469.6万人から186.2万人増加していることを表しています。また、要介護者等は、第1号被保険者の18.4%を占めています。

資料2を見てください。

要介護等認定状況ですが、65歳から74歳と75歳以上の被保険者について、それぞれ要支援、要介護の認定を受けた人の割合を見ると、65歳から74歳では、要支援1.4%、要介護2.9%であるのに対し、75歳以上では、要支援が8.8%、要介護は23.1%となっております。75歳以上になると、要介護の認定を受ける人の割合が大きく上昇していることが分かります。

そこで、岩出市の状況はどうなっているのか。65歳から74歳の高齢者と75歳以上の高齢者で、要支援・要介護と認定された人の割合についてお聞きをいたします。

次に資料3を見てください。

要介護者等総数について、介護が必要になった主な原因について見てみますと、認知症が18.1%と最も多く、次いで、脳血管疾患、脳卒中が15%、高齢による衰弱が13.3%、骨折・転倒が13%となっております。また、男女別に見ると、男性は脳血管疾患、脳卒中が24.5%、女性は認知症が19.9%と最も多くなっています。

資料の4は、これを分かりやすく円グラフにしたものです。

このような結果となっておりますが、岩出市の状況、65歳以上で要介護になる主な疾患の割合はどうなっているのか、お聞きをいたします。

3点目は、市では健康維持のため、また介護予防にも取り組み、岩出げんき体操はじめ、シニアエクササイズ、フレイル予防などの周知等々を行っておりますが、その効果と課題についてもお聞かせください。

最後に、健康寿命延伸のための今後の取組について、岩出市の考えをお聞かせください。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

- 松本生活福祉部長 市来議員の質問の2番目の1点目、65歳から74歳の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者で、要支援・要介護と認定された人の割合についてお答えします。

令和4年9月末時点で、65歳から74歳の被保険者に占める要支援認定者の割合は1.6%、要介護認定者の割合は2.0%となっています。また、75歳以上の被保険者に占める要支援認定者の割合は11.4%、要介護認定者の割合は19.4%となっています。

続いて、2点目の65歳で要介護になる主な疾患の割合については、岩出市の65歳以上の11月中の新規認定者について、原因となる疾患を主治医意見書などから確認したところ、一番多いのは認知症で21.7%、2番目は高齢による衰弱で19.6%、3番目は骨折で13%でした。

続いて3点目、市では岩出げんき体操やシニアエクササイズ、フレイル予防の周知などを行っているが、効果と課題は何かについてですが、市の介護予防取組については、介護予防教室や、それから介護予防の自主グループに、運動の効果判定として、体力測定を行っています。まず、シニアエクササイズ教室では、教室参加時と終了前の2回体力測定を行い、その結果から体力年齢を算出しています。令和3年度は2教室を開催し、参加者18名でした。18名の体力年齢を教室参加時と終了前で比較しますと、全員の体力年齢が平均8.8歳若返っており、教室に参加することで体力の向上が図られました。また、シニアエクササイズや岩出げんき体操の自主グループにおいても、継続して参加している方は体力の向上が図られており、握力や歩行速度の改善が見られました。以上のように、これらの事業に参加している高齢者については、一定の運動効果が見られています。

課題といたしましては、介護予防事業や介護予防の自主活動に参加されていない支援が必要なフレイルの方に支援をどのように行っていくのか、今後検討していく必要があると考えています。

続いて4点目、健康寿命延伸のための今後の取組につきましては、高齢化進展、特に後期高齢者の割合が今後増加することから、本市において、健康寿命の延伸が大きな課題となっています。近年、フレイルの予防が、介護予防や、それから健康寿命の延伸に重要であると言われていたことから、機会を捉えて、普及啓発に努めてまいります。

また、本年度から実施しています筋肉量を測定できる体成分分析装置、インボディと言われるんですけども、を使用したフレイル予防測定会を引き続き高齢者の参



加しやすい公民館等で実施してまいります。

フレイル予防には、運動、栄養、社会参加の取組が重要です。高齢者ご自身に身体の状態を把握していただくとともに、自分に合った運動や栄養、それから社会参加の取組を行っていくことができるよう、岩出げんき体操やシニアエクササイズだけでなく、ウォーキングや、それからラジオ体操など、身近に取り組める運動も提案しながら支援してまいります。

○福山議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 要支援と要介護の割合について、市にお聞きしました。若干、岩出市のほうは要支援の割合が高くなっています。現段階で要支援が多くなっているということは、今後、要介護に移られる方が増えてくるのではないかとということが想像できるわけです。何より一番大事なのは、早い段階から健康への意識を立ててもらって、この要介護や要支援が必要のない元気に健康寿命を延ばす、こういった対策が必要です。

また、65歳以上で要介護となる疾患について、市では、1位認知症、2位が衰弱、3位が骨折といった答弁でした。こうした疾患にも着目しなければ対策が打てないのではないかと考えます。

ここで私が注目したいのは、骨折という分野です。近畿大学や大阪の医大の研究グループが、高齢者に多い大腿骨骨折について、発生率を都道府県別に調べた結果、患者が多い女性の場合は、1位兵庫県、2位は和歌山県と沖縄でした。一方、男性で最も発生率が高いのは、1位沖縄県、2位和歌山県と長崎県、和歌山県は男女ともに2位というふうになっています。大腿骨の付近の骨折、足の付け根の股関節に接する部分を指し、骨折すると、寝たきりなどの介護が必要な状態になることが多くなります。先ほど、岩出市でも、骨折の介護に疾患としては3位という形になっていました。

転倒防止のための体力づくりは重要となります。先ほど市にも答弁ありましたが、市の取組での課題、実際にやっている体力づくりに参加している方は、実年齢の体力がやっぱり効果的になっていることが言われました。ただ、参加になかなか出向いていけないとか、参加することができないといった方々も多くいらっしゃいます。体全体を動かすことが苦手な方もいらっしゃいます。それでも、どうすれば気軽に健康寿命を延ばすための取組、身近にできることは何か、考えなくてははいけません。

そこで提案したいのは、厚労省の資料、2枚目の資料になると思います。

「いつでもどこでも+10」という厚労省が出している分なのですが、当然、これは高齢者だけではなく、若い方も仕事に行かれています方もいつどんなときでも、今よりもプラス10分、健康に関して何かを取り組めば、健康寿命が延びるのではないかと。

こうした取組を、やはり岩出市でも広く多く周知を行い、健康に対する意識を高めてもらおうではないかというのが提案したいことです。

また、ウォーキング、先ほど部長のほうからもありました。ウォーキングを広げる取組です。このウォーキングもたった10分、毎日歩くだけで効果があり、健康寿命が延びると言われています。ウォーキングは、障害が生じる危険度も少なく、老若男女を問わずに行える運動です。骨粗鬆症の予防にもいいと言われてますし、しかも、脳の血行もよくなり、脳の活性化が促されることで、岩出市の介護につながる疾患1位の認知症のリスクを低減させるという報告もあります。

例えば、子供たちの帰る帰宅時間に10分、家の周辺を歩くというような市内での取組だったり、例えば、夕方、市民歌が流れる、この流れた後に10分、体を動かす時間をつくろうというような市全体で健康に対する意識を高めるような運動ができないかというのが、私の提案です。

中芝市長も、岩出市を運営するに当たって、健康維持にずっと努められて頑張ってきておられます。物すごく宣伝効果があると思うんです。朝、岩出市に来るとき、市長、歩いているよというような声もたくさん聞かれます。そうした健康づくりを市長が自ら先頭になって、岩出市の市民に対する対策、こうしたことにもぜひ一役買っていただけたらと思うんですが、こうした運動を広めながら、やっぱり一番若いまちですけど、岩出市も早い段階から、健康の寿命を延ばすための市全体での何かできないものかというのが、私の提案ですんで、それについて、ぜひ対策を打っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えします。

現在、介護予防の取組として普及している岩出げんき体操やシニアエクササイズも下肢筋力を鍛え、転倒しにくい身体をつくるための運動として有効です。市来議員ご提案していただいた厚労省の+10の取組も、高齢者だけでなく、高齢者にとっても身体活動を今より10分増やすことで、転倒や足腰の痛みの軽減、認知症などの発症リスクを下げるるとともに、運動習慣の確立につなげることができると考えてい

ます。ですので、今後、介護予防の取組の1つとして、提案していきたいと考えております。

また、先ほど議員おっしゃってくれたウォーキングについてなんですけども、それもいろいろご提案でいただきましたので、先ほども申しましたが、身近に取り組める運動として、工夫して、皆さんに提案してまいりたいと考えております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会とすることに決しました。

ここで閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は去る11月28日開会以来、議員皆様方には、本日までの17日間にわたり、提案されました条例の制定等、重要案件について慎重なるご審議を賜るとともに、議会運営に当たりまして、特段のご理解とご協力を賜り、ここに無事閉会の運びとなりましたことを心から厚く感謝申し上げます。

この1年を振り返りますと、私自身が病気のため、第2回定例会を欠席することとなり、田中副議長に議長の職務を務めていただきました。その節は皆様方に大変ご迷惑をおかけしました。ここにこうして、令和4年最後の本会議の閉会を迎えられますのも、ひとえに皆様方のご理解とご協力のたまものであると深く感謝しております。誠にありがとうございました。

さて、昨今の社会情勢等を見ますと、市民に最も近い議会として、その役割は重要なものとなってきており、身近で開かれた議会に向けての取組などの議会改革が必要であると考えております。

議員各位並びに理事者各位におかれましては、市政発展と市民福祉の向上にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

本年も残り少なくなってきました。議員各位並びに理事者各位におかれまし

ては、時節柄、なお一層のご自愛をお願い申し上げますとともに、令和5年が、皆様方にとって健やかで実り多きよい年となりますよう心からご祈念を申し上げ、閉会の言葉とさせていただきます。

これにて、令和4年第4回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦労さまでした。

~~~~~〇~~~~~

閉会

(14時24分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

令和4年12月14日

岩出市議会議長 福山 晴美

署名議員 福岡 進二

署名議員 大上 正春